

平成30年12月12日開会

平成30年12月13日閉会

平成30年

第4回定例会会議録

(1日目)

小豆島町議会

# 平成30年第4回 小豆島町議会定例会会議録

---

小豆島町告示第71号

平成30年第4回小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年12月5日

小豆島町長 松 本 篤

## 記

- 期 日 平成30年12月12日（水）
- 場 所 小豆島町役場本会議場

---

開 会 平成30年12月12日（水曜日）午前9時30分

閉 会 平成30年12月13日（木曜日）午後2時33分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏 名	12月12日	12月13日
1	藤 本 傳 夫	○	○
2	三 木 卓	○	○
3	大 下 淳	○	○
4	森 弘 章	○	○
5	藤 井 孝 博	○	○
6	中 松 和 彦	○	○
7	大 川 新 也	○	○
8	柴 田 初 子	○	○
9	森 崇	○	○
10	森 口 久 士	○	○
11	安 井 信 之	○	○
12	鍋 谷 真 由 美	○	○
13	浜 口 勇	○	○
14	谷 康 男	○	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日	第2日
町 長	松 本 篤	○	○
副 町 長	松 尾 俊 男	○	○
政 策 統 括 監	城 博 史	○	○
参 事	大 川 昭 彦	○	○
総務部長兼総務課長	松 田 知 巳	○	○
企 画 振 興 部 長	大 江 正 彦	○	○
教 育 部 長 兼 子 育 ち 共 育 課 長	後 藤 正 樹	○	○
健 康 福 祉 部 長 兼 介 護 サ ー ビ ス 課 長	濱 田 茂	○	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○	○
環 境 衛 生 課 長	谷 本 静 香	○	○
建 設 課 長	三 木 宜 紀	○	○
健康づくり福祉課長	岡 本 達 志	○	○
税 務 課 長	川 崎 智 文	○	○
商 工 観 光 課 長	近 藤 伸 一	○	○
会 計 管 理 者	立 花 英 雄	○	○
農 林 水 産 課 長	山 本 重 敏	○	○
社 会 教 育 課 長	細 井 隆 昭	○	○
オ リ ー プ 課 長	丸 本 秀	○	○
人 権 対 策 課 長	山 口 総一郎	○	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	堀 内 宏 美	○	○
学 校 教 育 課 長	森 貞 二	○	○
住 民 課 長	清 水 一 彦	○	○
高 齢 者 福 祉 課 長	入 倉 哲 也	○	○
総務課課長補佐	小 野 努	○	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 久 利 佳 秀

書 記 立 住 貴 彦

議事日程

別 紙 の と お り

平成30年第4回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

平成30年12月12日（水）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 所管事務調査報告について
- 第4 一般質問8名
- 第5 議案第62号 小豆島町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第6 議案第63号 小豆島町障害者グループホームの指定管理者の指定について（町長提出）
- 第7 議案第64号 小豆島町辺地総合計画の変更について（町長提出）
- 第8 議案第65号 平成30年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）（町長提出）
- 第9 議案第66号 平成30年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（町長提出）

平成30年第4回小豆島町議会定例会議事日程（第2号）

平成30年12月13日（木）午後2時 開議

- 第1 議案第63号に対する教育民生常任委員会審査報告
- 第2 議案第63号に対する討論及び採決
- 第3 議員派遣について
- 第4 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)
- 第5 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)
- 第6 閉会中の継続調査の申し出について (各特別委員長提出)

開会 午前9時28分

○議長（谷 康男君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

傍聴席の方に申し上げます。

傍聴席では私語を慎み、また許可なく録音、撮影はできませんので、ご協力をお願いいたします。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいましてありがとうございます。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る12月5日開催の議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおりと決定しましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（松本 篤君） 本日、小豆島町議会第4回定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本定例会では、条例改正1件、その他案件2件、補正予算の審議2件をご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、まことに簡単ではございますが、今期定例会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（谷 康男君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の第4回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時30分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項がありますが、9月5日以降12月4日までの主要事項に関する報告、監査委員からの例月出納検査の結果報告書3件及び定期監査の結果報告並びに各常任委員会の視察研修報告は、お手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、9番森崇議員、10番森口久士議員を指名しますので、よろしく申し上げます。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付しております日程表のとおり、本会議は本日と明日とし、会期は2日間にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日と明日の2日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 所管事務調査報告について

○議長（谷 康男君） 次、日程第3、所管事務調査報告についてを議題とします。

閉会中に委員会を開催し、調査された案件について会議規則第76条の規定により報告をお願いします。

議会活性化特別委員会から報告を求めます。藤本委員長。

○議会活性化特別委員長（藤本傳夫君） 平成30年12月12日。小豆島町議会議長谷康男殿。議会活性化特別委員会委員長藤本傳夫。

調査中間報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 調査案件。議会活性化の取り組みについて。

2. 調査の経過。平成30年8月10日及び11月9日に委員会を開催し、県下9町の状況を調査した後、委員からの意見を求め、集約した。

3. 調査の結果。次の事項について、今後の検討課題にすることとした。

(1)議員の活動報告について。

(2)タブレット端末の導入について。

(3)決算特別委員会の改善について。

(4)議会の可視化について。

(5)当初予算の委員会審査報告について。以上、報告します。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これで所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第4 一般質問

○議長（谷 康男君） 次、日程第4、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。

なお、一般質問の時間を守っていただくために5分前に事務局長が札を出します。その後の時間配分に十分ご留意いただきますようお願いいたします。

お断り申し上げます。

議会広報作成のため、事務局職員が一般質問の間、質問議員の写真撮影を行いますので、ご了承くださいますようお願いいたします。10番森口久士議員。

○10番（森口久士君） 私は、池田港の駐車場不足についてということで質問させていただきます。

現在休日はもちろん、平日においても駐車場は満杯の状況であります。平成13年から現在の港に移転し、フェリーも5便から8便運行になり、乗客も増加していると思われま。平成17年12月には現在のJA香川県小豆ふれあい産直市場をオープンしました。また、昨年9月から草壁港からの高速艇が休止になり、一部の人が池田港からの乗船になり、増加しているとも聞きます。また、見受けられます。中には長期に駐車している車も見受けられますし、またいろんな人から聞きます。このようなことから、駐車場が不足していると思われま。池田港に隣接する町有地の活用計画はありますか。また、駐車場の管理はどのようにされているのか、町長にお伺いします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森口議員の池田港の駐車場不足についてのご質問にお答えをいたします。

まず、池田港に隣接する町有地につきまして、現在残土置き場として、また池田港周辺でイベントなどがあった場合、ヘリポートから離れたところを臨時駐車場として利用をいたしております。

活用計画はとのお尋ねの中には、常設の駐車場にしてはとのご意見も含まれているものと推察いたしますが、常設駐車場にするには港から少し距離があること、また隣接してヘリポートがあるため、離発着時に砂じんが巻き上がることから舗装などの整備が必要であり、早急に常設の駐車場として利用することは困難かと考えております。今後も、イベン

ト時などの臨時駐車場や公共残土の置き場として活用をしてまいりたいと考えております。

現在池田港駐車場は駐車料金が無料ということもあり、議員ご指摘のとおり、池田港利用者や隣接する産直市場の利用者などたくさんの方のご利用があり、特に土日、祝祭日には満車になっている状況が見受けられます。にぎわうことは大変ありがたいことですが、特にフェリーの出航間際に来られた皆様方には切実な問題となってきますので、利用者が多いときには、さきの臨時駐車場の利用を促すなどの対応は必要なものと考えております。

なお、駐車場の管理などにつきましては、担当課長から答弁いたします。

○議長（谷 康男君） 三木建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 私からは駐車場の管理についてお答えいたします。

この池田港の港自体は県の管理の港湾施設となってございますが、議員ご指摘の駐車場につきましては、公共駐車場として建設課で管理しております。

また、駐車場の利用者ですが、先ほど議員ご指摘のとおり、フェリーの利用者、また産直の利用者で、公園がありますので公園の利用者と、また不定期で開催されておりますイベントの利用者とちょっと特徴的な、ほかの港に比べて特徴的なところがあるものと考えております。

日常の管理でございますが、建設課の現業の職員のほうが定期的に公園部分を含めまして草刈りとか、枝打ちとかの清掃を実施をしております。また、国際フェリーさんのほうでもトイレや駐車場のごみ拾いなど清掃活動をやっていただいております。また、その他の照明とか、駐車場の舗装とか、遊具とかという施設につきましては、県と町の受け持つ区分がありまして、維持管理に努めているところです。

議員からお話ありました放置自動車の関係ですが、放置になっているのか、ちょっと長期でとめているのかという判断がなかなか難しいところがございますが、結構長い間とめているのが情報なり、わかった場合は連絡なりして、対応はしているところですけど、なかなかうまいことってないというのが現状です。今年度につきましては、1台移動はかけたような状況でございます。今後も引き続きできるだけ利用しやすい駐車場になるよう心がけて対応していきたいと思っておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） いろいろ管理をされておるといことなんですが、開港当初から建設課の職員が旧町の時代には、先ほどの長期駐車というんもチェックしながら、警告に当たりますチラシ等を車に張っておったというようなことも聞いております。これによ

ってやはりやたらに、無料と言いながら長期間駐車場を車庫がわりとといいますか、そういうなことで置くのはやっぱり困るなというような警告になるのかなと、意識改革になるのかなというようなことがあります。そういう意味で、やはりこれからもそういうな形をとっていくべきではないかなという思いがございます。

それからもう一点、駐車場のラインについては、多分開港からずっと一回も引き直しをしたことはないかなという感じがするんですが、そのあたりはどういう計画でしょうか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） ラインにつきまして、船に乗るのに待避する、車が待っているところのラインは二、三年前にライン引きまして、確におっしゃるとおりお客さん用の駐車場のラインにつきましてはちょっと最近消えかかっているところありますので、ちょっと現地確認させていただいて、対応させていただければと思います。

放置の自動車の関係ですが、先ほど言いましたように、完全に放置になっているのか、ただ簡単に二、三日、1週間程度置いてるのかという判断がなかなか難しいところがあって、情報が入ればうちのほうで、車ですので調べれば持ち主がわかる場合がございますので、連絡なりするような格好はとってたんですけども、今後もより一層注視して、なかなか毎日毎日見に行くのは難しいところがあるかと思うんですけども、情報をいただくなりしながら対応していきたいと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 森口議員。

○10番（森口久士君） 先ほどのラインに含めて、何でこういう話をしたかといいますと、実は昨日も私池田港のちょうど迎えに行く関係がありまして、ちょうど身障者用の駐車場というところに、看板のすぐ横といいますか、看板が立ってる両サイドにとめるようになっておるんですが、1台のスペースはあいておったんですが、1台は昨日見た時点でもありましたし、またそれ以前にもあったと。車を見ますと、マークがついたステッカーは張っていないということで、人にちょっと尋ねたところによりますと、どうも高松のほうに住んでおる人がこちらへ来たときに足が、自分の行動がしやすいようにということで置いておるといような車というんがちょうど一致したというような、ちょうどナンバーを聞いておりましたので、そういうなことがありました。ですから、やはり先ほど申しましたようにいろいろ調査をしておるといことになりまして、そういう方もとめづらくなるのではないかなと、それとさっきの身障者用のマークが消えておるといのがやはり一つの原因かなと、当然看板はきれいにあるわけですが、そこらあたりをやはりもっとやっておくべきではないかなという思いがあります。

といいますのは、来年はまた3年に一度の瀬戸芸もあります。ということは、当然港を利用する人が、またよそから来る人もあるわけですから、やはり私自身は港というのは町の玄関である、また顔であるというような思いがございますので、やはり島外から来た人が本当にすっきりしたというか、きっちりしておるなという姿を見せるのが一つの町としての方向ではないかなという感じがしましたので、こういう質問をさせていただいた。ですから、今後いろんな意味でチェックしていただくということも期待しまして、質問を終わります。

---

○議長（谷 康男君） 次、7番大川新也議員。

○7番（大川新也君） 私のほうからは、3問質問をさせていただきたいと思います。

まず、1問目、町内猫事情へ打つ手はということで、果たして現在小豆島町内に何匹の猫がいるんでしょうかというふうなことで、確かなことは、多分これは数えられないと思いますが、現在町内で飼養されている犬の数の何倍かは生息しているのではないかと思います。その数は本当にわからないと思いますが、最近特に多くの住民から猫のふん尿、また夜中の鳴き声とか苦情を聞くことが多々あります。動物愛護の観点から一概には言えませんが、猫対策に何か打つ手はないものか思います。

猫にはその猫、猫の置かれている立場、状況から内猫、外猫、地域猫、飼い主のいない猫と区別されるようです。問題になっているのは、その内猫以外の猫であると思いますが、住民の猫の適正飼養について理解を深めてもらい、また、町として猫の飼い方、飼養の仕方のガイドライン等を作成して、人間と動物がともに幸せに暮らせる町を目指していけないものか、答弁をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 大川議員の猫の適正飼養の推進に関するご質問にお答えをいたします。

これまで、野犬に対する集中的な対策を実施いたしまして、現在では犬に関する苦情をいただくことは少なくなったものの、猫に関係する苦情や相談は散発的に寄せられておまして、今年も2件の相談をいただいております。これら猫に関するご相談のいずれもが、飼い主の能力を超えた多頭数の飼育であったり、無責任な餌やり行為の周辺で生じる生活環境への影響でございます。動物に愛情を注ぐ一方で、法規制に関する知識や近隣住民への配慮に欠ける飼育者に起因しているところでございます。

また、動物の適正飼養に関するガイドラインは、既に法律、県条例に定められていると

ころでありまして、直ちに小豆島町独自のガイドラインを設ける考えはございませんが、犬、猫などの増加による生活環境の悪化は人の行動に起因することから、大川議員のご指摘のとおり、適正飼養に関する住民の正しい理解を進めることでこれらの問題解決につながるものと考えております。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げます。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） まず、寄せられております相談の直接的な内容につきましては、大川議員さんがご指摘されるようにふん尿の悪臭とか鳴き声などが多くございまして、その背景には、先ほど町長が申し上げた飼い主の飼育能力を超えた多頭飼育や無責任な餌やりなどの動物飼養に関する法規制の知識及び相隣関係に配慮したモラルの欠如が共通して確認されております。

まず、法規制に関しましては、人と動物の共生する社会の実現を目的とします動物の愛護及び管理に関する法律、いわゆる動物愛護法でございしますが、多数の動物の飼養等に起因した騒音、悪臭などによって周辺的生活環境が損なわれている事態が生じていると認められた場合につきましては、都道府県知事は原因者に対して必要な措置をとるべきように命令することができるとされておりました、これに従わない場合につきましては最大で50万円以下の罰金刑が科せられるものとされておりますし、民法におきましても占有する動物が他人に与えた損害の賠償責任を規定するところでございます。これまでの判例でも猫に起因する騒音、悪臭などの賠償責任を認め、餌を与えていた住人に慰謝料の支払いを命じた例を確認しております。また、県条例では、猫の飼育に当たっては屋内での飼育に努めるよう規定するところでございまして、動物の体調管理、ふん尿などの始末、周辺の清潔保持など適切な飼育環境を維持できなければ勧告、命令の対象ともなりますし、転じて不適切な環境が放置される場合、動物愛護法に照らせば動物虐待とも評価される可能性がございます。このような法規制に関しまして、いまだ本町住民が広く知るところではないと考えますので、一層の周知、啓発に努めてまいり所存でございます。

一方で、猫などの飼育に関するトラブルにつきまして、法律上の規制のみならず、地域の話し合いにより解決することも重要であると考えております。当然ながら、猫に愛情を注ぐ住民、猫嫌いの住民、多様な価値観を持った住民が共存し、地域社会を形成しておりますので、法規制により一律に取り締まる方法もございますけれども、地域の話し合いにより平和的に解決する方法もあると考えております。同種のトラブルが生じた場合には、地域的生活環境の課題としまして、まずは相互理解の努力をお願いしたいと考えております。

す。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 県の条例はあるといいますか、ガイドラインはあるそうですが、これ先日も四国新聞に小豆島町、木庄川の河口で泡を吹いた猫が8匹見つかったというふうなことで、新聞に載るぐらいですからどなたかが通告したんで、泡を吹くということは何か食べてのことだと思いたいますが、そういったことが起きてきております。

今谷本課長の答弁のほうで、地域での話し合い、誰もがそう思ってます。隣の人にそういうふうなことを言いたいというのは誰もが思ってますが、言えません、近所づき合いありますから。そういうところで、やはり町としてある程度のガイドラインといいますか、飼い方について住民に啓発することが今必要じゃないかな。

私の近辺でも本当に多くの猫がおります。確かに動物愛護法で守られておりますけど、やはり飼い猫であれば家の中で飼ってくださいよと、ふん尿のしつけは家の中でできるように砂場をつくってやってくださいよということ、確かに私も立場的に近所の人に言いたいんですけど、なかなか言えません。そんなところで、やはり町として何かできないものか、もう住民は、もう猫の苦情で言いたくても言えない、そういうのが今の世の中なんですね。そのあたりで、町として啓発のチラシを配布するとか、もう一度そういうふうなことが考えられないものか、いかがですか、町長。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 今の啓発に関してのご指摘でございますが、当然今後とも適正飼養に関する啓発は努めてまいります。それが広報になるのか、チラシをつくるのか、そのあたりは十分に検討させていただいて対応してまいりたい。特に猫等の飼養につきましては、本当に近隣住民の方にご迷惑かけてる場合が多々あると思いますので、そのあたり十分に徹底してまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） これ、先ほど課長のほうから香川県ガイドラインというか、条例というてあると言いましたが、ホームページ探してみますと余り見当たらないんですけどね。これ、愛媛県とか府中市とかというところではホームページにこれ多々載ってますけど、ガイドラインですから、そういうところでこういうな方法もあるんじゃないかなと。また、徳島のほうで、先日我々議員の研修の中で講師をされておりました那賀町議会のほうでは猫条例、議員立法で議員のほうで議案を提出して条例をつくっております。また、同じく徳島県の海陽町でも猫条例を制定しております。

そういうところで、日本全国猫問題は本当に深刻になってきておりますので、条例をどうのこうの言う前に、やはり町としてのガイドライン、各地域の自治会でガイドラインつくって地域へ配布するという方法もありますけど、やはり町として全町今猫対策には困っていると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

時間がありませんので、次に参ります。

続きまして、これも地域住民の声です。先月 11 月 18 日だったと思います、神懸通に午前中からお昼にかけて小豆署のパトカーが 3 回参りました。その原因は何かと言いますと、野焼きへの苦情の通報がありました。

野焼きは、皆さんもご存じのとおり廃棄物処理法で絶対に禁止であるというふうにされております。しかし、特例として農業を営むためにやむを得ず出た場合でのものは軽微なものに限り認められるというようなことが例外として認められております。しかし、現在住民の方々から苦情というのは、洗濯物に灰がつく、臭いがつく、また窓をあけておると煙が家の中に入って、ずっと一日中煙が消えない、本当に苦情はいろいろあります。

幾ら例外であっても、周辺的生活環境に影響を及ぼすことのないように努めなければならぬと、その法律には載っておりますが、これは私の考えですけど、多分農業者、農業関係をやっている方は例外の、その農業関係は構わないという例外を過大評価して、農業は認められているからいつ燃やしても構わんのやと、どんだけ燃やしても構わないのやというふうな面が多分に私はあると思います。当然農業者の良識判断に委ねるしかないのですが、町として再度、先ほどの猫と同じですけど、周知徹底、野焼きはだめですよという啓発はできないものか、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 大川議員のいわゆる野焼きに関するご質問についてお答えをいたします。

野焼きに対する法規制の枠組み並びに賛否の背景は、大川議員のご理解のとおりであると考えております。これまでも農業者を初めとする野焼きに対して、煙や臭気などにより迷惑をこうむる旨の苦情や相談が寄せられておりまして、ご連絡をいただく都度、現地で当事者への相談、指導を行ってまいりました。

これらの苦情や相談が増加している原因の一つに、農村地域と住宅地域の混在化などが考えられますが、農業者には野焼きする場合の周辺配慮が、非農業者には農業が果たしている環境保全に対する理解がそれぞれ求められ、相互の理解を進めることが必要であると考えております。そのためには、大川議員のご指摘のとおり制度の周知、制度趣旨の啓発

が必要であると認識しておりますので、さまざまな機会を捕らえて周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） まず、啓発につきましては、先ほど町長の発言にもございましたように、通報とか事案発生ごとに現地に赴きましてお話し、ご相談をさせていただいております。草の根的に、そういった啓発につきましては常時取り組んでおるところでございます。

まず、廃棄物の屋外での焼却につきましては、平成 12 年度の廃棄物処理法の改正によりまして、一部の例外を除き原則禁止とされております。しかも、同法律の中で最も重い罰則が科せられる規定となっております。これは、当時廃棄物処理業者によります廃タイヤ等の屋外焼却が後を絶たないことから、法定基準に沿った焼却炉以外の焼却処分を禁じ、不適正な廃棄物処分に対する取り締まりの強化、これを目的として改正されたものですが、公益上もしくは社会の慣習上やむを得ないもの、周辺の生活環境に与える影響が軽微なものまで罰則を持って禁止することは合理的な規制とは言いがたいことから、施行令におきまして例外の例示が示されております。

ご質問の中にお示しいただきましたように、農林水産業を営む上でやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却も例外規定とされております。屋外での焼却が認められる行為に分類されますが、法定基準に沿った焼却炉以外で行われる野焼きそのものが処理基準に従わない廃棄物処理に該当しますので、それぞれの事案ごとに行政指導、行政処分の余地を残した法体系となっております。

ちょっと少し難しい言い方したんですが、したがいまして、農林水産業を営む上でやむを得ない野焼きであっても、無条件に許されるものではなく、近隣の生活環境に影響が及ぶと認められる場合や周辺住民から苦情が寄せられた場合には行政指導の対象となり得る場合がありますので、これは大川議員さんのご指摘のとおりでございます。なるべく住家から離れた場所で行うことや行う時間帯などを選ぶなど、周辺環境への配慮が求められるものと考えております。

一方で、農村地域の混在化を背景にいたしまして、耕作放棄地の増加が地域の住環境を損なうことや地域の営農継続の観点から非農家の方の農業に対する理解も必要であると考えますので、農家と非農家の相互理解を進めることが重要であると考えております。

これらのことから、大川議員のご質問にもありましたように、町としましては制度の正

しい周知や啓発を行いまして、農家と非農家が相互に理解と尊重を持って共存できるように努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 小豆島町の廃棄物の処理及び清掃に関する条例があると思います。これには、野焼き等の燃やすことに関しては触れてないというふうに思っております。

例ですけど、安田、古郷地区では、野焼きの苦情が多いため、午前10時以降でないとならば野焼きはしてはいけない。農業者の。というふうな方法がとられている、野焼きをしていると、警察のほうのパトロールに来て注意をされるというふうなことがあります。

また、西村地区では、今年そのような野焼きの通報があり、草壁駐在所が独自につくったチラシ、草壁駐在所だよりということで野焼きはだめですよと、罰則は5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、そのようなことを大きく書いたチラシを全戸に西村地区は配布したそうです。西村地区の関係者の方からいただきましたが、警察がそのような手を打って今いるんですね。このチラシの中には、野焼きはだめですよ、しかし農業用はいいですよということは書いてません。野焼きはだめですよ、罰金取られますよというふうなことだけです。そのような啓発は、町として警察より先にやっていくんじゃないかな。苦情の通報は役場にかかってくるよりは、まず一番警察にかかるそうです。警察のほうも、通報があると必ず出動しなければならない、警察の方にもお話をお伺いしましたが、もうしょうがないんです。

また、私もその通報で事情聴取をされた方にもお伺いしました。そしたら、大川、おまえ、どこへ捨てたらええん、毎日燃えるごみの袋に畑のごみを入れて月曜日と木曜日に出さないかんのかというふうなことまで言われました。どうしようもないんですよ。最近、この秋、冬にかけて野焼きが一番多いんですね。神懸通、私も気になりながら毎日内海ダムの堰堤から下を眺めるんですけど、神懸通特に毎日煙上がってますよ。特に午前中、ひどいときは朝7時、8時からもう煙上がってとんですね。多いときは3カ所、4カ所出てます。

そんなところで、やはり先ほど課長の答弁にもありましたが、これもまた地域で解決できないから警察なり、役場のほうに苦情が来るんですね。ですから、そのあたりで農業用のごみの野焼きをやはりだめですよと言うんじゃないしに、こういう感じでどれぐらい燃やしたらいい、量によって決めにくいと思いますけど、そのあたりをどう啓発していくか、我々も今ちょっと悩んでるんですね。そのあたりで、何かいい案で、これは構いませんよ、それはなかなか決めにくいと思いますけど、そのあたりどんなですかね。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） ご指摘のとおり、どういった量とか時間帯、どれをもって合法かというのを判断するのは非常に難しいと思います。ケース・バイ・ケースですので、そのあたりはその事案ごとに判断させていただくしかないとは思いますが、1点、その啓発のことをおっしゃっていただきました。

これにつきましても、私ども環境衛生課の啓発が十分でないという反省しておりますので、この制度内容、これを十分に啓発させていただいた上で、地域で共生できるようなお話し合いが持てるように進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） ぜひお願いしたいと思います。

各自治会で対応するのもなかなか難しいもので、やはり町として、猫の問題もそうですが、割と言にくいことなんです、近所同士で、この野焼きに関しても。だから、警察に通報するんですね。もう警察もえらい迷惑やと思いますけど、そのあたりぜひお願いしたいと思います。

それでは、3問目に行きたいと思います。

10月に開催されました中川塾の後の講演で、皆さんもご存じかと思いますが、湖池屋、ポテトチップで有名な湖池屋の社長さん、佐藤章氏が講演していただきました。その内容をいろいろ参考にして、私たちが今後の小豆島町の、小豆島全体のこれからのあり方について考えていかなければならないと思いました。その佐藤さんの講演の中で、小豆島産ブランドつくりますよと、湖池屋といいますとポテトチップや、本当にすごい全国でも有名な企業です、そこのトップがそういうお話がありました。小豆島と言われればオリーブ、オリーブ牛のポテトチップ、パッケージですけど試作品までつくられておいでました。

そういうところで、小豆島の地場産業のすぐれた商品はもとより、観光資源やいろんなことを丸ごとひっくるめて小豆島産というブランドをつくって全国に発信するべきじゃないかなと私は思います。近年、確かに小豆島という名前は瀬戸芸を初め、いろんなところで全国的に広がった感はありますが、個々の労力の、それぞれ企業、また行政の努力のたまものだと思います。

そこで、まち・ひと・しごと創生本部の推進する地域商社事業に便乗して、官民一体となって島内のつくだ煮、醤油、そうめん、オリーブ、石材、観光、丸ごと小豆島産というふうなことで発信できれば、今以上に地方経済の活性化へつながるのではないかと思います。

す。

そういうなことを、この一般質問を考えておりましたところ、これもまた四国新聞で、11月に三豊産アピールというふうな記事が大きく取り扱われております。三豊市の、これは農産物だけのこと、三豊産という名前で全国にアピールというふうなことで新聞で取り扱われておりました。皆さんもご存じのとおり、高知県は高知家という名前で全国に発信しております。大きな観光バスにも高知家と大きな字で書いております。

そういうなところで、小豆島の産業、それぞれのつくだ煮、どこそこのつくだ煮とか、醤油もどこそこの醤油とか、そういうな個々の企業の名前で売り出すよりは、全てが小豆島産、オリーブを筆頭に全てが小豆島産で全国にアピールできるんじゃないかなと思います。そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 大川議員から、国の推し進める地域商社事業の設立も視野に入れ、小豆島、また小豆島産という地域ブランドを官民一体となって情報発信や販路開拓に取り組むべきとのご意見をいただきました。また、さきの地場産業担い手育成事業でございます中川塾での講演会を聞かれてのご提案であるということでございました。

私の施政方針の中でも、幅広く各産業がつながりを持って、小豆島ブランドとして地場産業の魅力と可能性を高めていきたいと申し上げております。この地域商社につきましては、地域に眠っている農産物や特産品を丸ごと全国に向けて売り出そうという地産外商を目指す事業者を指します。

本町におきましては醤油、つくだ煮、そうめん、オリーブに加えまして、農海産物など多種多様な産品を有しており、既に産品を取りまとめて販売している企業もごございますが、佐藤社長からの小豆島というブランドが活用できていない、島全体の各産業分野が小豆島を全面に押し出した販売戦略を展開すべきであるというご提案を生かせるように、小豆島町商工会と商工観光課で協議の場を設けて、関係する産業界との協議準備や地域商社事業についての情報交換も行っているところでございます。

また、ご存じのとおり中川塾が本年度6月19日を皮切りに計6回の塾が既に開催されており、意欲ある若手経営者が異業種交流、情報交換を行いながら熱心に勉強し、議論を重ねております。この塾を通じ、小豆島を全国に売り込むための糸口となるアイデアが生まれるものと期待をしているところでございます。この全国各地での地域商社の動きには、過疎化、高齢化の問題を抱える地方で都市部にはない産品やサービスを地方みずからが売り出し、地域経済の活性化につなげようとする思いを感じるところでございます。町としま

しては、小豆島ブランドに向けた新たな動きや中川塾の今後の活動について、これまで以上に支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○環境衛生課長（谷本静香君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 本当に佐藤社長のお話はよかったなと思います。

今町長言われたように中川塾、今小豆島町を支える、支えていただきたい若手が多く顔を見られました。ぜひ期待したいと思いますが、今小豆島のオリーブがトップワンプロジェクトとかいろいろな、オリーブでいろんな、オリーブ油からハマチ、いろんなところでオリーブ、オリーブと言われてますが、香川県産であって小豆島産のオリーブはオイルにしても結構高いんですね。これだけオリーブというものが貴重なものになってきて、小豆島産というのは本当に名前が売れるほど値段が高くなるというふうに私は感じております。

ぜひこれ、やはりつくだ煮、醤油、そうめん、昔からの産業に小豆島産で値段が上がるような考え方、地域商社事業ですか、こういうことで小豆島産という名前が全国的に売れるように頑張っていきたいと思います。ぜひ町として実現してほしいなと思います。オリーブも大事ですけど、オリーブ以外でもやはり小豆島産という名前を全国に発信できるよう期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上で終わります。

---

○議長（谷 康男君） 9番森崇議員。

○9番（森 崇君） 私からは2問お伺ひいたしたいと思います。

最初に戦争体験記の作成についてでございます。

太平洋戦争から73年が過ぎました。戦後生まれの人が増え、平和のありがたさを感じないまま育ったというふうに思います。戦争を知らないのだから仕方がないでは済まされないと思いますし、先輩の人からあの戦争のことを伝達することも簡単ではないと思います。

先日、11月10日には小豆島町の戦没者を慰霊する行事もございました。最近は少なくなっていると思います。平成25年12月、安田老人会発行の「百壮の友」の本には、戦争時の経験が書かれ、歴史の実態を知るよい機会になっています。戦争について知らないことばかりです。戦争を経験された方の戦争体験記をつくる必要性を感じます。町の考えをお伺ひします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森議員の戦争体験記の作成についてのご質問にお答えをいたします。

森議員ご指摘のとおり、さきの悲惨な戦争を体験された方々の高齢化が進み、戦争を知らない世代が増えていく中で、戦争の記憶が薄れつつあると思います。

ご提案いただきました戦争体験記につきましては、悲惨な戦争の教訓を後世に伝えていく有効な手段の一つであると思います。また、森議員がボランティアで活動されております二十四の瞳の紙芝居も、戦争の悲惨さを伝え、恒久平和を実現していくためのすばらしい活動であると思っておりますのでございます。

なお、戦争体験記の作成につきましては、行政が中心になるやり方もあれば、民間の方々が中心になるやり方もあろうかと思えます。いろいろなやり方があると思いますが、いずれにいたしましても、町民の中に戦争体験記を作成してほしいといった気運が高まれば作成について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

小豆島は、二十四の瞳とオリーブに象徴される平和の島として、世界に向けて発信していきたいと考えておりますので、今後ともご協力のほどよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9番（森 崇君） 確かに、気運が高まるということは最大ポイントだと思いますので、僕は町だけに何とかせえとかという意味では決してございません。

先ほど「百壯の友」のことを言いましたけれども、その中に軍馬を積む船に乗っていた方の文章があります。「水は貴重であり、兵隊は毎朝コップ1杯の水しか支給されず、この1杯で口をすすぎ、顔も拭くのです」とありました。私は、実は昭和19年生まれでございます。写真好きのおじがおりまして、軍医だったのですが、戦争の写真を家に持ち帰っておりました。私が小学校のとき、物置きでその写真を見つけました。たくさんの兵隊の前で木に縛られた上半身裸の敵国の男性を兵隊が鉄砲の剣で突き殺している、覚えています。首の皮から上を干してまして、ひからびていました。気分が悪くなったことを覚えています。僕74になるんですが、気分が悪くなったのはそのときだけなんですね。ですから、確かに町だけとかなんとかというんじゃなくて、この戦争を経験した人、僕みたいに1歳、2歳ぐらいのときのこともありますし、先輩から聞いた話もいっぱいあると思います。ですから、頑張って気運を高めてほしいというふうに思っています。

これは関係するのかわかりませんが、この戦争というのは人間の業でございます、ところが、ある本によりますと、人間の歴史は災害の歴史と書いてます。確かに49年、51年のときも大変でしたけど、元号が変わったのは、元号の改正理由というのがあるんですけど、元号が変わったごとに、災害があるごとに元号が変わってるんですよ。今

はもう天皇がかわると変わるんですけど、そういった意味で言うと、ある意味では僕たちの先輩たちのしたことの反省というか、こんなもんですよというのについては気運を高めていただきたいというふうに思いますけど、再度ご答弁をお願いします。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 気運を高めていただきたいということでございますけども、森議員ご指摘の中で、土庄のほうでそういうふうな体験記がつけられたということが、もう多分前提でのお話かと思えます。

ということで、土庄の場合の経緯を簡単にご説明させていただきますと、土庄のほうでの気運の高まり方というのが、土庄の遺族厚生会のほうから町長宛てにそういう体験記をつくってほしいというようなことが平成 25 年にあったとお聞きをいたしております。また、その中で土庄の町長のほうからそういうことを検討していきたいということでご返答をしておった中で、ちょうど平成 27 年が土庄町の合併 60 周年記念の年であったということ、またちょうどそのときが戦後 70 周年記念に重なったということで、合併記念の記念事業の一つとしてそういうことをしたとお聞きいたしておりますので、先ほど森さんおっしゃいました気運を高めてほしいというところでございますけども、町のほうから気運を高めるといいますよりも、例えば土庄のように遺族会の方々等からそういうふうなご要望があり、気運が高まるようなことがあれば、今後町のほうで作成するのか、土庄のほうで策定したのも、その遺族会の方々を中心に策定委員会をつくって町と策定委員会をつくったというようなこともお聞きしておりますので、そういうふうな形で気運盛り上がってくれば、改めて考えさせていただけたらなと思えます。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9 番（森 崇君） 今の、これは土庄の体験記でございます。これは、この分厚いほうは香川県の老人クラブが出している本でございます。「後々我らなお争わず、戦後 70 年、後世に伝えたい戦争の忌まわしさ」というふうに書かれています。その中に一部だけ、「あの戦争の時代はドレミでない」というんは二十四の瞳にも出てきますけど、その中に参考になると思うんで、「すぐ帰ろうかと思ったが、気を取り直し、逆にこんばんはと子供さんにご挨拶したそうですね。T 子さんが上がりなさいと言ったので、おずおずと近寄っていくと、Y 子さんが筆を鮮血につけ、足からとってやったんですね。国旗に書き加えた。すると、T 子さんがどこか切って血を出しなさいと子供に言うたらしいですね。命令調で言ったので、私は痛いからよう切らんと断った。T 子さんが男のくせにこれくらい何となじったが、最後まで切らなかった。その後、その血染めの国旗は私の兄に対して、慰問袋

に入れて送る準備をしていた」というふうにかかれていています。ですから、賛成する人はもちろんいないんですけど、当時の人間は物すごいことをやったというふうに僕たちも思いますんで、今言われたような経過は知らなかったんですけど、遺族会代表と、どなたか僕も知りませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に入りたいと思ひます。

航路も道路は島国の叫び。

8年前、平成22年10月、オリーブ公園記念館で瀬戸内海の復権について意見交換会がありました。浜田知事も参加されておりました。瀬戸内海の政策のあり方がテーマで、航路維持、環境、産業、物流、文化、芸術、観光など幅広く議論され、瀬戸内海沿岸の19市町が参加していました。当日、江田島の市長は交通基本法の案を高く評価されていました。島の実態は昔の衣食住は衣に食べる、住むですけど、今は医者のお、職場のお、そして住むとなっていますが、さらに航路も道路は島国の切実な叫びだと思ひています。

数年前小豆島は離島となり、課題は多いのですが、草壁港の高速船サン・オリーブシーがとまって1年4カ月が過ぎ、何とかならないのかという声は多いと思ひます。町にも聞こえてきていると思ひます。スカイライン道路の利用者数を調べてほしいと思ひます。利用度が減っても道路はなくせません。瀬戸内海沿岸19自治体の市長会議で、国に要望を上げる必要性は高いと思ひています。町はどう思ひていますか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 森議員からの航路も道路は島国の叫びであるとのことご質問にお答えをいたします。

島国にとって航路は道であり、道があつて初めて人々は外の世界と交流し、つながりを持つことができます。瀬戸内海の中心に位置する小豆島は、古くから海路の要衝として人やものが行き交い、さまざまな産業が育まれてまいりました。航路を通して培われてきた歴史、文化、産業などは小豆島の魅力であり、航路の維持、存続が島の活性化のためには欠かすことのできない重要な課題という認識は、私も森議員と全く同様の考えでございます。

ご質問のように、平成22年10月に瀬戸内海の復権意見交換会が小豆島町で開催され、瀬戸内海沿岸の19市町が参加のもと共同宣言を採択し、航路と離島の振興に支援を求める要望書を関係省庁に提出したところでございます。

航路は島民の生活、物資の流通、観光客の往来等、森議員ご指摘のとおり、小豆島の基盤を築く生命線として、その維持、存続は極めて重要な施策であると認識しておりますこ

とから、町としましても航路も道路を念頭に、国、県等の関係機関に対して積極的に支援を求めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、森議員ご提案の瀬戸内海沿岸 19 市町会議の開催、国への要望でございますが、航路を抱える市町にとっては、その維持、存続の重要性はもう既に十分認識をされていることと存じます。今後、自治体独自の課題あるいは共通の課題等、その本質を見きわめながら、必要に応じて他団体との連携を図ってまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解賜りますようお願い申し上げます。

町の取り組み等詳細につきましては、政策統括監から答弁いたします。

○議長（谷 康男君） 政策統括監。

○政策統括監（城 博史君） 私のほうからは、航路の維持、存続の重要性に鑑みまして、町で取り組む事業等について答弁のほうをさせていただいたと思います。

まず最初に、草壁港の高速艇サン・オリーブシーについてでございますが、これにつきましては議会でこれまでもご質問をいただいておりますけれども、ご指摘のように昨年 9 月に運航を休止して以来、実に 1 年 3 カ月余りが経過をいたしました。その間、ほぼ毎月内海フェリー社長との面談を重ねてまいりまして、現状確認、それから情報の把握等に努めておりますけれども、町としてこれまで 16 の自治会の総代のお力添えもいただきながら船員情報の提供もしてまいりました。それから、監督官庁を通じてできる限りの働きかけをしてまいったわけでございますが、依然として運航再開の目途は立っておらず、一企業の経営判断とはいえ、結果が伴っていないのは事実でございます。

一方、先般 9 月議会の補正予算で計上をし、ご議決を賜りました独立行政法人海技教育機構の海技練習船大成丸の海洋体験教室についてでございますが、去る 11 月 12 日に苗羽小学校 6 年生 23 名を対象に実施をしたところでございます。この日、議員各位にご案内をしたかったですけれども、議員研修とあいにく重なっておりまして、ご乗船いただくことはかないませんでした。本事業につきましては、中・長期的な視点に立って、航路の存続に向けた船員養成の一環として、海への親しみや船への関心を深めてもらえるように、今後も継続をして実施してまいりたいと考えております。

それから次に、ご質問にございますスカイライン道路の利用者数でございますが、寒霞溪山頂から土庄方面に向かう道路がスカイラインと認識をしてございます。あくまでこれ参考ではございますけれども、香川県小豆総合事務所において、平成 27 年度に道路交通量調査を実施してございます。これは、平日の観光シーズン外の日中の 12 時間調査の結果でございますが、寒霞溪山頂付近、それから銚子溪付近でそれぞれ約 130 台、それから

安田の旧内海町役場の前の幹線沿いでございますが、約 5,000 台が計測をされておるところでございます。

森議員ご指摘のとおり、スカイライン等の道路は利用度は確かに少ないものの、生活あるいは観光等に欠かせないインフラとして維持をされております。航路にあっても当然ながら同様とすべきであるとの考えは、森議員と全く同じ認識であるところでございます。

したがいまして、町長答弁にもございましたように、国、県への要望等につきましては、他団体との連携あるいは町長が理事を務めております全国離島振興センター、それから全国過疎連盟等の関係機関に対しましても、航路も道路の重要性を粘り強く働きかけてまいりたいと考えております。

また、瀬戸内海沿岸 19 自治体で 22 年に開催したわけでございますが、このうちの一つの都市であります神戸市につきましては、先般 11 月 8 日に神戸市民連合の議員団が 8 名、それから 11 月 20 日には神戸市の企画調整局政策企画部のほうから幹部職員が 3 名視察研修に訪れまして、平成 23 年のジャンボフェリーの就航を契機として年々交流が深まっておりますことを踏まえまして、担当者レベルではございますが、今後航路の維持存続を初めとした各種事業を相互に連携していくことを確認をし合ったところでございます。

森議員が常々申されております航路も道路であることにつきましては、私たち航路の恩恵を受けながら日々の暮らしを営んでおりますので、その重要性は十分認識をしておるところでございます。いずれの取り組みについても、今後今すぐに効果があらわれてくるものではございませんけれども、今後も地道に継続した活動を続けてまいりたいと考えておりますので、どうか議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 森議員。

○9 番（森 崇君） 確かにみんなの課題ですから、頑張りたいというふうに。

先日 NHK のテレビで、宿毛フェリーが運休になったということで、すぐにその会社にも電話入れました、2 日ぐらいかかって、人を減してしまったんで電話に出なかったんですけど、3 日目に出ました。その方ともちょっと話して、また宿毛市にも電話を入れました。同じように、船で困ってる方がいっぱいおると思いますんで、ともに頑張りたいと。確かに細田さん、衆議院の、自民党の方が航路も道路でしょうと言うた、国会で冬柴さん、公明党の方に質問したことがありましたけど、確かに考えてみますと、飛行機なんかはそんな重いもんは運べませんから、船やったら人もトラックも、物すごい重いもんでも、何十万トンもする船もつくれますし、ある町民の方が、先日この話をしますと、道路はちび

ていくと。ですから、瀬戸内海の瀬戸大橋なんかは3本とも何兆円というてかけとんですけど、海は一円もかかっとらんなということも言われました。ですから、やっぱり航路をしっかりとすることによって小豆島の観光というのもプラスになると思いますんで、申しわけないですけど、再度決意をお願いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 航路は道路であるということは、本当に私も同様に思っております。今後とも各関係機関等を通じまして粘り強く要望活動を続けてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 暫時休憩します。再開は10時50分とします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時49分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

-----  
○議長（谷 康男君） 5番藤井孝博議員。

○5番（藤井孝博君） 私からは、施政方針の一つである行財政改革の推進の進捗状況についてご質問いたします。

町長の所信表明で、健康・福祉の町、定住・交流の町、産業の町、教育・文化の町、行財政改革の推進と小豆島町を元気にする5本の柱を掲げております。町民の皆様方はこの5本の柱に大変関心を持ち、期待をしていると思います。

そこで、今回5本の柱の一つである行財政改革の推進の状況についてお願いを申し上げます。

最少の経費で最大の効果を得る行政の基本に立ち返り行財政改革を着実に実行する、その指針となる中期財政計画、集中改革プランを策定し、また、事業の効率化に向けて行革推進委員会を新たに設置し、無理、無駄の排除、選択と集中を徹底するとあります。これからの小豆島町を考えた場合喫緊の課題であり、行財政改革は持続可能な財政運営において必要不可欠であり、大変重要な取り組みと私は思っております。現に町の財政状況は、人口減少に伴う地方交付税の減少、地方債残高や財政調整基金の厳しい減少推移、その上、合併算定特例が段階的に縮小し、平成32年度で終了となります。一方、一般廃棄物処理場整備を初め、大型事業は今後も計画されており、多額の財政費用が必要となります。その厳しい財政状況対応策の一環として、今申し上げた行財政改革の取り組みを表明しているものと思っております。

しかし、公約発表後施策の進捗報告は、中期財政計画について6月議員連に中間報告がありました。正式な最終計画報告はいまだになく、また、行財政改革推進委員会の設置など、その他項目に関しての進捗は聞こえてきておりません。改革を行うには、スピード感と透明性が求められます。今庁舎各課において取り組んでいるとは思いますが、来月からは平成30年度の最終四半期となり、決算準備や次年度の予算編成など業務活動面において一番多忙な時期となり、また、項目によっては次年度より活動に取り入れる計画もあると思います。

そこで質問ですが、行財政改革の推進を公約して半年以上経過した現在、今取り組んでいる改革事項や改革を行うための策定途上項目の進捗状況をお聞きいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 藤井議員の行財政改革の推進についてのご質問にお答えをいたします。

私が施政方針で申し上げました5本柱の一つ、行財政改革の推進につきましては、藤井議員もご承知のとおり、地方自治法第2条に「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されており、その原点に立ち返り、述べさせていただいたものでございます。

お尋ねの事業の進捗状況でございますが、先ほど藤井議員もおっしゃったように、まず中期財政計画につきましては、本年6月には議員の皆様へ一旦お示しをさせていただいたところでございます。これは、今後も健全財政を維持できるよう予算編成や行政運営の指針として活用していくために策定しているもので、29年度決算、また30年度予算を踏まえた35年度までの計画を現在策定中でございます。近日中には、まずは議員の皆様方へお示ししたいと考えております。

また、行財政改革推進委員会につきましては、行財政改革推進委員会委員長に副町長を、委員には幹部職員を任命し、10月1日より町の内部組織として発足をしております。この行財政改革推進委員会における検討結果を踏まえて、来年度には集中改革プランを策定し、事業の選択と集中を徹底していきたいと思っております。

また、町の組織のあり方につきましても、町民の皆様方にわかりやすい簡素な体制づくりを施政方針で述べさせていただいております。町長に就任後、部制の廃止などいろいろなお声をいただいておりますが、これからの数年間で幹部職員が約20名が定年退職を迎えることもあり、町の組織や職のあり方につきましても、町の規模に見合った組織や職員

数になるよう見直してまいりたいと考えております。また、9月議会における副町長の選任に当たりましては、副町長は一人体制とさせていただいたところでございます。

なお、現在の取り組み状況の詳細につきましては、総務部長から答弁をいたします。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） それでは、まず中期財政計画につきましては、先ほど町長が申しましたように、現在企画財政課のほうにおきまして鋭意作成中でございますので、もう少しお待ちいただきたいと思っております。

次に、行財政改革推進委員会の取り組み状況についてご説明を申し上げます。

本委員会につきましては、副町長の就任を待ち、副町長を委員長に10月1日より設置しておりますが、委員会を設置するその以前から、各事業や補助金の評価や改善策を検証するため評価シートの作成に取りかかっており、委員会設置後の10月中旬に各課に対してそれぞれ担当する事業や補助金の評価シートを作成するように依頼し、先日提出されたところです。その数にいたしまして208件の事業、172件の補助金に及ぶところでございます。現在平成31年度の当初予算のヒアリングをしてございますので、あわせてこの評価シートのヒアリングも実施しているところでございますので、その評価シートの成果につきましては必然的に来年度以降の予算編成にあらわれてくるものと思っております。

それから、またこれも行財政改革の一部で、庁舎統合のメリットでもございます。藤井議員さんにも決算審査のときにご指摘をいただきました公用車の削減についてでございますけれども、本年4月現在でこの本庁舎に90台の公用車がございます。そのうち建設課とか、そういうところが使う事業用の車両が39台、また通常の一般車両が51台ございます。事業用の車両につきましては削減するところがなかなか難しいところもございますけれども、車検ごとに削減できるものは随時削減していただきまして、平成32年度。済みません、もう平成32年度ございませんけど、ちょっとわかりやすいように平成で述べさせていただきます。平成32年度末で事業用が37台、一般車両が35台の計72台、18台、率にしまして20%の削減を目標に進めているところでございまして、この平成30年度末では一般車両を7台削減する予定になっております。

それから最後に、組織の見直しでございますが、これは一言で言えば部制を廃止して、課の統廃合をするということになると思っております。先ほども町長が申しましたように、町の規模に見合った組織の統廃合や職員数に見直すことは大変必要なことでございます。ここ数年で約20名の幹部職員が定年退職いたしますが、本年度につきましては1名、来年度から複数人の定年退職者が出ますので、管理職ポストの関連もございまして、本格的な

組織がえについては平成 32 年度から実施したいと考えております。また、職員定数管理につきましても、現在再任用制度が適用されております。また、恐らく平成 33 年度からは定年延長も始まると思われまますので、その辺も勘案しながら対応を図っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 藤井議員。

○5 番（藤井孝博君） 中期財政計画などのスタートと言うべきものは、今年の 30 年度からの 6 年間というふうな形になっております。ということは、もう現にスタートしとるという捉まえ方で我々は思っておりますので、何回も申し上げますけれど、改革においてはスピードと透明性を求められますので、ぜひそのことを踏まえた中においてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、施政方針の 5 本の柱でございますが、企業で申し上げますと経営方針でございます。経営方針があつて、初めて仕事、業務はやれるわけです。行政で置きかえましたら、やはり公約、これが企業でいうと経営方針。だから、お願ひしたいのは町役職員全員が公約に関して十分理解をして、常に關心を持って積極的に行政活動を行うことによって初めて行政改革ができるのではないかとと思ひます。

うっかりしておりましたら、先ほど中川塾で若手の経営者ということでいろいろ勉強させていただけるんですけど、逆転になるわけなんですよ。我々は我々、与えられた若い子たちは、仕事するわけですよ。あれせえ、これせえ、いろいろなこと言われてしょうる、自分たちは一生懸命それをしてるつもりです。だけど、組織と言うべきものはきちんとピラミッド型で、あくまで経営方針があつて、この企業をこうしようというものがあつて初めて組織と言うべきものが成り立つ。行政もそうです。町長が立派な所信表明をうたいました。それに基づいて、全員が理解をして、常に頭に置いて活動する、そういうことによって初めていい仕事、今どういう分野においても改革、改革という言葉がうたわれております、もう一種のはやり文句でございます。だから、どこも一生懸命今改革をやっております。順序だけは間違わないように、スピード感と町民がわかりやすい透明感に基づいて改革を行っていただきたいということで、私の質問とさせていただきます。以上でございます。ありがとうございました。

---

○議長（谷 康男君） 11 番安井信之議員。

○11 番（安井信之君） 私は、消費税増税対策の対応について町長のお考えを聞きたいと思ひます。

国では消費税増税対策をいろいろ検討されています。四国新聞の11月27日の記事で、マイナンバー制度を活用したプレミアムポイントも示されたとありました。民間カード会社などのポイントを交換して個人番号カードにためておき、地元商店などで使える自治体ポイント制度を対象として、国費で交換率を上乗せするというものです。しかしながら、ポイントに対応可能なのは今年10月時点で約70自治体にとどまるとのことです。

そこで、小豆島町はどのような対応を考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 安井議員から、来年10月からの消費税増税の負担を軽減するための経済対策として国から示されている項目のうち、昨年9月から運用されております個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを利用した自治体ポイント制度に、今回国の支援でポイントの交換率を上乗せするという案について、本町での対応はということでございます。

本制度におきましては、概要が公表されたところでございます。どのような方法で上乗せするのか、またその交換率は、実施時期はなど、まだまだ制度の詳細が不透明な中ではありますが、今後国等の動きを注視しながら地域経済の活性化につながるよう検討してまいりたいと考えておるところでございます。なかなか詳細が見えてこないの、今どうすると申し上げられませんが、今後とも国の動きを注視して対応をとっていきたい、遅れることなく対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（近藤伸一君） 安井議員からご質問をいただきました消費税の増税対策の一つでございます自治体ポイントの運用についてご説明をさせていただきます。

まず、先ほどの町長答弁にございましたとおり、マイナンバーカードに自治体ポイントをためて地元で買い物ができるという制度、地域経済応援ポイント制度と呼ばれておりますが、こちらは既に運用されているところでございます。今回、そのプレミアムポイントにつきましては、この地域経済応援ポイント制度を利用して、国のほうから全国一律にマイナンバーカード、こちらにポイントを加算するという制度でございます。

しかしながら、議員のおっしゃるとおり、このプレミアムポイントに対応可能な自治体というのが全国で約70団体でございます。四国では6自治体、香川県では実施済みの高松市、それからけさの新聞にございましたけど、県のほうも対応を考えておるといふような情報が入っております。また、マイナンバーカード自体の発行枚数も、本年7月末現

在でございますけれども、人口に対しまして全国で 12%、1,500 万枚程度でございます。本町でございますけれども、10 月末現在で約 8.5%、1,270 枚強ということでございまして、なかなかカード自体の普及が進んでいないというのも現状でございます。

既に地域経済応援ポイント制度を実施しております高松市に状況を問い合わせましたところ、高松市のほうがカードの発行枚数が約 46,000 枚になってございまして、人口に対して 10.8%の普及ということでございます。本制度を利用して、本年 4 月から運用し、11 月末現在 8 カ月の間で、その利用実績が 20 件、金額にして 5 万 7 千円程度と聞いてございます。その要因でございますけれども、民間カード会社からマイナンバーカードへポイントに移行する手続きがやや複雑であること、それから個人情報の流出、こちらのほうの懸念もあるのではないかというふうな返事をいただいております。

そのような中、今回のプレミアムポイント制度につきましては、まずはポイント制度のこの十分な周知、それからマイナンバーカード自体の普及、こちらのほうが必要になるかと思っておりますので、今後国の動向を見ながら対応を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 地元商店などで使える自治体ポイント制度自体が小豆島町ではないですね。言うたら、商品券もポイントみたいなもんというふうなカード化しとるような格好かなとは推測するんですが、そういうな部分で、商工会の中で高松のほうと同じような形のポイントを付与するというような部分で、町のほうと検討中だというふうな話を聞いたことがあります。その辺で、早目にせんことには、来年 10 月に消費税上がりました、まだ全然わかりませんからできておりませんじゃあ住民サービスにつながらないと思っております。

私自身も、マイナンバーカードを個人情報の漏えいのおそれがあるというふうなことで懸念があつてまだ取得はしていませんが、そういうな部分は全体の所得をそれで一元化して、サービスを向上するためにマイナンバー制度というふうな部分がうまくいくとできるんかなと思っておりますんで、本来ではマイナンバーカードを持って、その人の所得がきちんとわかれば、それに対する税金なりが均等にか、公平にできるというふうな制度でマイナンバーカードというふうな形になって、将来的にはなってくるんかなと思っております。できれば、今商工会と検討している部分でのそのポイントの部分は、どういうふうな懸念事項があるのかいうふうなこともお伺いしたいと思います。

二、三日前のテレビで、今ポイントの部分で機械を設置せんといかんというふうな部分

もあったり、それでなかなか地方の小さな商店では取り扱いが難しいというふうなことも言われておりました。また、QRコードみたいなんに携帯をかざしたら、その分で決済できるというふうな制度もあるみたいですから、いろんな可能性があると思います。住民の皆さんにできるだけサービスを遅らせないような形でやってもらいたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（近藤伸一君） 安井議員がおっしゃるのは、めぐりんという地域ポイントのことかと存じますけれども、今もう商工会のほうとは既に何回もその辺の運用についての協議は進めておるところでございますけれども、まずは参加される商店の方々、これらの意思があって初めて成り立つ事業かなというふうに考えてございます。

それから、先ほどのプレミアムポイントも含めて、今回プレミアムつきの商品券とかキャッシュレス決済のポイント制度とか等々いろんな制度も今回一緒に含まれておるような状況でございますので、十分な情報まだまだ足りませんので、情報収集に努め、また町商工会とも協議しながら、その対応に遅れが生じないように取り組んでまいりたいということでご理解賜りたいと存じます。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） キャッシュレス化というふうな部分で、生活のお金のこの取り扱いというんが大分変わってきていると思っております。瀬戸芸とか、そういうふうな分でインバウンドの方が来られて、そちらの方はそういうなカードで決済するいうんが当たり前のところから来る人もおるといふうに聞いておりますんで、できるだけ、時代は変わってきとんやでというふうなことを商工会の会員の方にもお知らせ願ひ、そういうな部分で対応できるようないにせんかったら生き残りができていけないというふうな部分、商店がなくなれば地元も廃れていきますから、その辺をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上で終わります。

---

○議長（谷 康男君） 6番中松和彦議員。

○6番（中松和彦君） 私は、荒廃する山林、特に竹林をこれから将来にわたってどう考え、どう対処していくのかということについて質問をさせていただきたいと思ひます。

私の住む地域では、地域環境整備の作業を地域独自の清掃奉仕作業及び香川県の「香の川」パートナーシップ事業の一つとして、河川周辺環境清掃作業として年に数回行っています。非常に皆さん多忙の中、たくさんの住民の方々自分の住んでいる地域を住みやす

くきれいに保ちたいという思いから、熱心に参加していただいております。

そこで、目につきます一つの問題といたしまして、放置されている宅地内外の立木、雑木であったり、特にじわじわと確実に増え続ける竹林の侵食への対処です。毎回の作業で、毎回同じ場所で竹の伐採作業に追われ、本来取り組まなければならない作業にまで手が回らないという現実があります。そして、斜面に広がる竹林は根が浅く、大雨のときには斜面の崩壊につながる危険性が指摘されております。本来であれば、山林の所有者が維持管理すべきであります。今の時代、所有者にそのような意思も能力もなく、また現実には誰が所有者であるのかさえ定かではありません。本来の山林をじわじわと、しかし確実に侵食する竹林への対処は、少子・高齢化が著しい中、負の遺産を将来へ残さないためにも対処の急がれる問題でないかと思っています。

そこで、小豆島町内での竹林の現状及びこれを放置しておきますと将来どの程度になっていくのか、あるいは広がり続ける竹林への現在の具体的な対処例があるのであれば教えていただきたいと思っております。お願いいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 中松議員から、森林の適正管理に関してご質問をいただきました。

森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給などの多面的な機能を有しておりますが、これらの機能を発揮するためには適正な整備、保全を行い、健全な森林であることが重要でございます。一方、林業採算性の悪化や山村の活力低下等を背景として、適切な森林整備が十分に行われていない森林が見られる状況となっております。適切な整備が行われていない状況が続くと、森林は荒廃します。このような状態になると森林の持つさまざまな機能の発揮にも支障を来し、ひいては将来にわたって住民生活に深刻な影響を及ぼすことが懸念されるところでございます。

このような中、国において森林経営管理法が平成 31 年 4 月から施行されることとなりました。この法律において、土砂の流出等の災害を引き起こすおそれがある森林については、市町村は森林所有者に間伐や保育の実施を命じることができる災害等防止措置命令の制度が新設されております。

なお、森林所有者が災害等防止措置を講じない場合は、市町村が災害防止措置を講じることとされております。また加えて、森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、森林整備や管理に要する経費の財源が確保される見込みでございまして、これらの枠組みの中で森林の適正管理を行うとともに、議員ご提案の竹林の対応についても行っていきたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） 中松議員のご質問にお答えします。

昨年末に決まりました平成 30 年度税制改正の大綱におきまして、森林環境税及び森林環境譲与税の創設が決まりました。森林環境譲与税は平成 31 年度から自治体への譲与が開始され、その用途につきましては 3 点ございまして、まず 1 点目は間伐や路網、路網というのは森林内にある公道や林道、作業道の総称を言います。この路網といった森林整備に加え、森林整備を促進するための、2 点目として人材育成、担い手の確保、そして 3 点目としまして木材利用の促進や普及啓発に充てなければならないこととされています。すなわち森林を抱える市町村においては、これまでさまざまな課題等により手入れができていなかった森林における間伐、路網等の森林整備と、このための意向調査、さらに森林整備を担う人材育成や担い手の確保等の取り組みを推進していくこととなります。

また、荒廃竹林に負担の少ない循環型の対応策が必要ではとのご質問は、ご指摘のとおり荒廃する竹林を森林環境譲与税により伐採を実施したとしても、あとの竹の処分が課題になってきます。

より竹を有効活用するための方法の一つに、粉砕機を用いて竹を細かく粉砕した竹チップ、竹粉があります。竹チップはさまざまなことに使用でき、土壌改良剤として竹チップを密封し一定期間発酵させると、乳酸菌の働きで竹のにおいはなくなり、畑に散布しますと野菜や稲作に適した土地になって、殺菌効果や防虫効果も期待できるとのことです。さらに、生ごみの消臭効果があるほか、生ごみの分解が早くなる効果もあわせ持っているのですが、注意点としましては、竹チップの有効期間には期限がありまして、密封容器で保管すると約 1 年効果が持続するとのことです。

しかしながら、伐採し、粉砕機で処分はできても、竹林から粉砕機までの搬出経路が問題となります。道のすぐそばの竹林ならば簡単に搬出できますが、荒廃竹林等には搬出路がなく、他人の林地などを通らないと搬出できないところが多く見受けられます。このため、まずは現地調査を行い、荒廃竹林等の数量や搬出経路などの把握が重要と考えます。

また、町といたしましては、森林環境譲与税を財源とした新たな基金を創設し、県や林業自治体、森林所有者等と連携しながら、地域の実情に応じた森林整備に活用してまいります。

また、具体的な取り組みとしましては、町森林組合では新規事業としまして荒廃竹林の伐採、処分事業を計画しており、来年度の取り組みとしましては、現地の調査と所有者の

意向調査などを行いまして、できれば住宅地周辺の荒廃竹林から事業着手していきたいとのことですので、農林水産課としましても、より竹を有効活用するための方法について竹チップを含めて検討していくとともに、森林組合や関係機関とも連携しまして一緒に取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（谷 康男君） 中松議員。

○6番（中松和彦君） 非常に対策が急がれるものではないかなというふうに私は思っておりますが、今説明のありましたような方法をうまく活用して、対処していただきたいなというふうなことでありますが、一体誰が主体となって行うのか、そしてその必要な資材やあるいは資金、そしてそれが将来にわたり持続可能な方法はというふうなことを考えていただければなというふうに思います。ただ単純に行政が金を出してやりますよというのだけでは、本当に大丈夫なのかというふうな気もいたしております。殊に、県内のある地域ではそういった竹を粉砕パウダー状にいたしまして、住民の中でそれを活用して環境の中で回していく、リサイクルしていくというふうなことをされておるところがあるようでございますので、そういうなところも一度研究していただければなと思います。

そしてまた、この竹を材料といたしまして、この小豆島町の住民の方が工芸品の制作や竹炭の生産が行われておるのかどうかわかりませんが、そういった方々もいらっしゃるといふふうに聞いておりますので、そんな方々との連携も必要なのではないかなというふうに思います。

そして、竹に限らず、私たちの生活する周りで管理が行き届かないあるいは放棄されたような雑木等も非常に見受けられます。これらは伐採する手間、その上にのしかかるそれを処分する手間、これが特にネックになっておるんじゃないかなというふうに思います。木材等の破砕機が身近にあれば、もっと管理がしやすくなるんじゃないか。

そして、今日大川議員からの質問にありましたけれども、野焼きですね。これらなんかも少し減らしていくのに役立つのではないかなというふうに思いますけれども、これは破砕機というものがなければ当然不可能な話でありまして、本当かどうかわかりませんが、破砕機購入の一部費用を行政が負担しておるといふふうなところがあるというふうにも聞いております。どこかわかりませんがね。簡単な破砕機であれば数万円で購入できるのではないかなと、これは家庭用ですけど、それに例えば数千円から1万円程度の補助が可能であれば、もっともっとそういった環境を整備できるのではないかなというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 中松議員から竹林の関係でございますが、先ほど担当課長が申し上げましたが、一義的にはやはり所有者が責任を持って管理することが必要であるというふうに考えております。そういった中で、町として何ができるかと申しますと、そういった基盤整備でありますとか調査、そういったことや森林の所有者の確認とか、そういったことをまずはやっつけていこうということでございます。また、森林環境税を財源とした基金についてどういった活用ができるのか、それは今後検討させていただきたいと思っております。また、その粉砕機に対する補助等につきましても、十分に検討をさせていただいて、できるものかできないものかも判断させていただいて、検討の中で今後実施していきたいということでご理解ただけたらと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 中松議員。

○6番（中松和彦君） できる限り、とにかくできんことまでせえとは私申し上げませんが、そんなに大きな金額にならないのではないかなというふうに私は見ておりますので、十分お考えいただきまして、対処していただければと思っております。さらに、こういったことによりまして、少しでも私たちの住む町あるいは山林が整えられることによりまして、非常にイメージが清潔に感じられるようになりますし、またそうすることによって子供たちのふるさとへのイメージもよく、明るくなっていくのではないかと思います。そして、少しでもこのふるさとに定住するものが増えていけばいいのではないかなというふうな希望を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

---

○議長（谷 康男君） 1番藤本傳夫議員。

○1番（藤本傳夫君） 失礼します。

私のほうからは、次年度以降の小豆島町の組織についてということで町長にお伺いします。

先ほど藤井議員のところでも少々返答が出たようなところがあるんですけども、現在松本町長の任期中に現在の課長級以上の職員の大半が定年を迎えます。現在の政策統括監、参事、部長制をそのまま続けていくのは、人材的にも無理があるのではないかと考えます。次年度以降組織再編を行い、松本町長の意志を示すべきだと思いますが、その考えと申しますか、そのスケジュールはどうなっているのかをお伺いしたいと思います。加えて、町政の補完的役割を果たしているNPO法人等の数とか、その町から関与する待遇と申しますか、それはどういうふうになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 藤本議員の町の組織再編についてのご質問にお答えいたします。

先ほどの質問に重複する点があるかもしれませんが、ご容赦いただけたらと思います。

藤本議員のご指摘のとおり、政策統括監を初め、部長や課長等の幹部職員につきましては、これからの数年間で約 20 名が定年退職を迎える予定でございますので、これまでのような組織を続けていくことは難しいとは考えております。これにつきましても、部制をどうするのかというのも十分に検討させていただけたらと思っております。

先ほどの藤井議員からのご質問でもお答えしたとおり、町民の皆様にはわかりやすい、簡素で町の規模に見合った組織づくりを進めてまいりたいと考えております。本年度の定年退職者は 1 名、来年度からは複数人の退職者が出てまいりますので、管理職ポストの関連もございまして、本格的な組織変更は平成 32 年度から行いたいというふうに考えているところでございます。

しかしながら、組織改革をするためには、それに伴う行政組織条例や決裁規程等の改正、また庁舎内執務室の配置を変更するなど、それなりの手続と準備が必要となりますので、来年度の中ごろには議会のほうに案をお示しして、協議していただけたらというふうに思っているところでございます。

次に、NPO 法人についてのご質問にお答えをいたします。

町政の補完的役割を果たしている NPO 法人につきましましては T o t i e とリトル・ビーンズの 2 つの法人がございまして、詳細につきましましては、それぞれ担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 私のほうからは、企画財政課が所管しております移住・定住促進事業、こちらを委託しております NPO 法人 T o t i e に関するご説明をさせていただきます。

ご案内のとおり、松本町長が掲げる 5 本柱の一つ、定住・交流の町におきまして、人口減少を少しでも緩やかにするには、U I J ターン施策の推進、こちらが重要と考えておりまして、NPO 法人 T o t i e との連携を図っていくという考えで進めており、町政の補完的役割を果たす団体として位置づけしておるところでございます。平成 28 年 4 月に発足いたしました T o t i e でございますが、地元経済界、こちらで活躍されている方を理事長に迎え、また移住者でありますとか、町議会議員の皆様にも参画いただきまして構成させていただいております。主な活動でございますが、移住体験施設あるいは就労者向け

滞在施設の運営を初め、都市部での移住フェアへの出展あるいは移住ガイドツアー、こちらの企画運営、その他ウェブページあるいはSNSを活用した情報発信、こちらの業務をT o t i eで行っていただいております。

町におきましても、移住相談をはじめ、あるいは空き家バンクの受け付け等々は行っておりますが、N P O法人については、特に土日祝、こちらの対応をお願いしたい、例えば移住相談、体験施設の運営、土日祝のこちらの運営をしっかりとやっていただきたい、あるいは土庄町と連携しながらの移住ガイドブックの作成や広報活動、行政だけでは届かないようなきめ細かな取り組みをT o t i eと協働することによって、多様化する移住者ニーズに対応をしているところでございます。

ご質問のT o t i e、こちらの待遇でございますが、現在事務局長を含めまして3名の職員がT o t i eのほうに従事しております。平成 29 年度の平均の月給でございますが、1人当たり約 22 万円ということでございます。それにかかわる町の支援と申しまししょうか、委託料として 740 万円程度を支出しておるところでございます。法人運営の約 6 割ぐらいを現在小豆島町がお手伝いをさせていただいているということで、今後につきましては自主財源を確保しながら、自立した運営ができるよう進めておるところでございます。

最後に、町長の5本柱の一つ、定住・交流の町の実現に向けまして、より柔軟な対応が可能なT o t i eはもとより、土庄町とも連携を図りながら移住・定住施策の推進に取り組んでまいりますので、議員各位のご理解をお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（谷 康男君） 教育部長。

○教育部長（後藤正樹君） 子育て共育課が所管いたしますN P O法人リトル・ビーンズについてお答えをいたします。

主にお子様をご自宅で保育されていらっしゃる保護者が、ご自身やご家族の病気、けが、冠婚葬祭などによってご家庭で保育ができない場合に一時的にお子様をお預かりする施設でございます。事前の利用調整は必要ですけれども、他の施設では行っていない休日や19時以降の夜間保育も行うなど、柔軟な運営を行っています。平成24年7月から委託をしております。平成29年度の利用児数は、乳幼児598名、小学生366名という実績がございました。

待遇面でございますが、職種を保育士、子育て支援員、保育助手の3つに分けて、それぞれ時給900円から800円まで従事した時間に応じて賃金が支払われています。夜間保育

時などの時給も上乘せして支払うこととしております。通勤距離に応じて交通費が支給されております。社会保険、雇用保険は法律の規定にのっとって適用されております。これまでに一度賃金を低く設定しているためスタッフ確保に苦慮しているのご相談がございましたので、賃金の見直しを承認いたしました。今後も、ご相談がありましたら内容に応じて随時対応してまいりたいと考えております。

○議長（谷 康男君） 藤本議員。

○1番（藤本傳夫君） 組織の問題については、今課長というか、政策統括監以下 22 名おるうち 20 名がかわると。来年、再来年度ぐらいからするということなんですけども、来年度からでも 1 名減るんなら、課長を新しく任命しなくても、兼任等ということではできると思うんです。ある程度何年かでするというのであれば、そういうほうがかえっていいんじゃないかと考えます。

それで、前の町長からの話なんですけど、議員から見て副町長と政策統括監の違いは僕らようわからんのですけど、その辺のところはどういう違いがあるんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 副町長。

○副町長（松尾俊男君） 今 2 点ほどご質問がありましたので、まず組織をどうするのか、来年からでも、31 年度からでもというお話がございました。先ほど藤井議員のご答弁のときに総務部長のほうから申し上げましたように、私が 10 月 1 日から就任いたしまして、直ちに行革推進委員会を設けて推進委員会の委員長になっております。その状況から組織についてだけ少し申し上げますが、組織につきましては 31 年度末をもってお話重複しますが 5 名の部長級が課長を含めまして定年退職を迎えるということで、町長の答弁にもありましたように、32 年度からの体制を念頭に、今行革委員会のほうで組織体制につきましても検討を進めているところでございます。

ご質問ありました 31 年度からの体制をどのようにするのかというようなご質問でございしますが、当然 32 年度の体制をにらみながら、今ご意見ありましたような兼務ということも考えていかなければならない。それから、課以外にも室というのを多分に設けております。この室のあり方にも 31 年度からどうするのかというのを提言していきたいと。委員会としましては、今年度末をもって町長のほうへ提言案をまとめて、その後 31 年度の早い時期に議員さん各位にもご相談させていただきたいというふうに考えております。

それから、2 点目です。統括監と副町長の違いはということですが、副町長の場合は町行政全般にわたって広範囲な管理、指導、それから相談を受けるようになっておりますが、政策統括監の場合は、もう名前が示すとおり、重要な政策的なことに主に関与

していくといった立場でありますので、ご理解いただけたらと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 藤本議員。

○1番（藤本傳夫君） 今年度末に副町長がする、提言をまとめるということで、来年度以降にはそれが実現されるであろうということなんですけども、実質的に、ほなこの課の数というんは減らさないかんとは思うんですけども、昔から大体議員の数と課の数というんはつろくするというか、同じぐらいの数が、大体同じやったんです。カウンターパートといいますか、そういうふうな数字まで下げれば良いと思うんですけども、なかなかそこまでは減らせんかもしれんですけど、極力そういうふうな方向で進んでいっていただきたいと思います。

それから、NPO法人のほうでの待遇というんを聞いたんですけども、そのT o t i eのほうは月給 22 万円、リトル・ビーンズのほうは時給でということなんですけども、これは、ということは全然ないときには無職ということで、その例えば提供する車両とか、そういうのはどういうふうになっとんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 子育て共育課長。

○子育て共育課長（後藤正樹君） NPOの使用している車両ということでよろしいですか。

リトル・ビーンズにつきましては、公用車を立ち上げ当時からお貸しし、それをご使用いただいているという状況でございます。ですので、利用児数がある、いないにかかわらず、リトル・ビーンズのほうに公用車が1台行っておるという状況でございます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） T o t i eにつきましては全て職員の車、こちらをもって、自分の自家用車です。で全て業務を行っております。町のほうから車を貸すとか、そういったことは一切行っておりません。その車に対して、T o t i eのほうで保険を掛ける、対人賠償保険を掛けるとか、そういったことをT o t i eの予算の中でしっかりと盛り込んでおります。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 藤本議員。

○1番（藤本傳夫君） 僕が言いたいのは、そのT o t i eなり、リトル・ビーンズさんなり、何なりでも、使用する車でも何でも同じ条件で使えるようにしていただきたい、ということだけです。

これで質問を終わります。

---

○議長（谷 康男君） 12 番鍋谷真由美議員。

○1 2 番（鍋谷真由美君） 私は、大きく 3 点についてお尋ねをいたします。

まず第 1 に、町長の政治姿勢についてです。その中で、3 点お尋ねをいたします。

まず、小豆島中央病院ですけれども、医療に加えて保健、介護、福祉サービスまでを総合的、一体的に提供する地域包括ケアシステムの拠点としても重要な郡内唯一の医療機関です。地域に必要な病院を支えるのは町民であり、町であるのは当然です。小豆島中央病院の経営が厳しい状況にあります。病院を支え、充実していくために、町長としてどのような覚悟と責任を持って取り組むお考えでしょうか。

2 番目に、二十四の瞳の平和の町、そして平和宣言を行っている町としてふさわしい平和の取り組みを進めてもらいたいと思いますが、どのように考えておられますか。

また、安倍首相が憲法 9 条に記述しようとしている自衛隊とは、安全保障関連法案により集団的自衛権の行使が可能となる自衛隊のことであり、これを憲法に記述するということは憲法違反の安全保障関連法案を合憲にすることにほかなりません。戦後 74 年以上にわたって日本が海外で戦争をしてこなかった大きな力は、憲法第 9 条の存在と市民の粘り強い運動であり、今憲法第 9 条を改正する必要は全くないと考えます。町長の認識はいかがですか。

3 つ目に、安倍政権が来年 10 月から 10% への引き上げを目指す消費税増税をめぐる論議が国会内外で本格化しています。消費税は 89 年 4 月に税率 3% で開始され、5%、8% と引き上げられてきました。安定財源の確保や社会保障対策が理由でした。しかし、実態を見ればそれらは破綻し、増税のたびに消費の落ち込みや景気の悪化を招いてきました。社会保障もよくなるどころか、改悪に次ぐ改悪の連続で、安倍政権になってからの 6 年間だけでも、高齢化などで必要な社会保障予算のカットや年金、医療、介護の制度改悪で、社会保障予算は 3.9 兆円も削減されました。一方、毎年増え続けた軍事費はついに 5 兆円を突破しました。社会保障のためというのは、真っ赤なうそです。消費税は、生活必需品を含め、原則として全ての商品とサービスに課税されるため、低所得者ほど負担が重い逆進的な税金です。導入、増税の口実が崩れ去り、町民の暮らしにも多大な影響を与える消費税増税は直ちに中止すべきと考えますが、町長の認識はいかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 鍋谷議員からの私の政治姿勢についてのご質問にお答えいたします。

初めに、小豆島中央病院を核とした地域包括ケアシステムに対する私の考えを述べさせ

ていただきます。

まちづくりには、医療という基盤を欠かすことができません。安心して暮らすことができる基礎があるからこそ、小豆島町はもとより、小豆島全体の発展があるものだと考えております。私たち島民は、この基盤をつくるため、香川県等の提案のもと、2つの公立病院を統合して小豆島中央病院をつくりました。さらに、この病院を核として健康づくり、介護、福祉サービスの充実を小豆島全体で構築しようとする取り組みを進めているところでございます。

この取り組みには、議員のご指摘のとおり小豆2町、住民全体の協力は欠かすことができません。今小豆島中央病院の経営状況は芳しいものではございませんが、この小豆島から医療がなくなるという事態はあってはならないことです。このため小豆島中央病院、土庄町を初め、関係機関との連携をより一層強化し、小豆島中央病院を守り、育てていきたいと考えておるところでございます。

次に、2つ目の平和に関する質問にお答えいたします。

これまでも申し上げてまいりましたが、本町には黒島伝治、壺井栄、壺井繁治と悲惨な戦争の時代、その後の平和国家への歩みの時代に平和を望む声を発信してきた作家を同時期に輩出しました。まさに平和の島であると考えております。また、オリーブという平和のイメージに重なる地場産品もあり、小豆島町ならではの平和への取り組みが必要であると考えております。さまざまな機会を捉えて、平和の島小豆島を世界に向けて発信していきたいと考えておるところでございます。

ただ、憲法改正の議論は、やはり国政の場で議論されるべきものであると考えますので、発言は控えさせていただきたいと思っております。

3つ目の消費税に関する質問にお答えいたします。

これから地方が元気になり、それを持続していくためには、国が元気で、国の財政が健全であることが不可欠です。そのために必要なことは国全体の経済成長であり、税制の抜本的見直しとあわせた社会保障の改革だと思っております。

また、消費税の改革による増収分で行われる社会保障制度の充実の対象分野は、子ども・子育て支援、医療、介護、年金といった住民全体にかかわる分野であり、それぞれの分野で必要な施策が展開されることと期待しているところでございます。

延期されていた消費税率10%の実施時期が来年10月に決定いたしました。これは経済状況を慎重に判断の上、国政の場において決定されたものと考えておるところでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） まず、小豆島中央病院についてですが、この間病院の企業努力を求める声が多く出されておりました。それだけでは病院を支えることはできないのは当然だと思います。先日の議員の勉強会の中でも、病院の企業長は赤字を減らすのか、それとも医療を充実されるのか、どちらかに決めてくれ、そういう発言がありました。しかし、町立病院から企業団に変わったからといっても、小豆島中央病院は公立病院であり、国保直診病院であり、経営困難な地域、採算がとれない診療科であっても、地域住民の命と健康を守るために国と自治体が税金で支えて運営する病院であります。

町長も先ほど言われました、病院がなくなることはあってはならない、支えていかなければならない。そういうことからすれば、答えは明らかではないかと思えます。病院だけに経営責任を押しつけて、企業長にそのようなことを言わせることのないようにすべきではないかと思えます。地域医療を守り、町民の命と健康を守るためにも、町としてもしっかり病院を支える取り組み、具体的にはやっぱり町からの税金で支える、そういうところが必要だと思うんですけども、その点についてちょっとお答えをいただけたらと思えます。

○議長（谷 康男君） 副町長。

○副町長（松尾俊男君） 小豆島中央病院の経営状況が大変厳しいといったようなことが、9月の議員勉強会のほうで企業長のほうからご説明があったということは、就任後議事録を読ませていただきました。実は、2町と病院の事務局とで構成します連絡調整会議というのがございます。今年度は行われておりませんでした。10月、11月と開催をお願いいたしまして、運営状況とか問題点がどこにあるのかといったようなことを病院事務局とお話し合いをいたしました。継続してまた話をしていくんですが、構成メンバーは2町の副町長と関係部課、それから病院の事務局と医事のほうの課長さん連中、大体20名ぐらいで構成しておりますが、その中でいろんなご意見を、向こうから説明をいただき、こちらからも意見を出し、協力できるところは協力していこう、島民運動をどう盛り上げていこう、そういったことも含めて今後の対応を、10月以降毎月1回ぐらいは開いて対応していこうということで協議をしております。それから、病院サイドでは、その中で伺ったことでは、11月に経営診断を依頼して、1月末ぐらいにはそれができ上がってくると、問題点を洗い出して経営を含めて協議をしていくということで、12月には中間的な報告を、末ぐらいには出してくださいというようなこともお願いして、その連絡調整会議のほうで関与していきたいというふうに考えております。その中で、支援できるところ、協力できるところ、

また意見を申し上げることで運営の改善も図っていただきたいなというふうに考えておりますので、これまで以上に関与していきたいと。

それから、2町長と企業長の会も、今年度に入っては開かれてなかったのかなという記憶なんですけど、先般2町長と企業長の会も開かれましたし、近々にまたお会いして、2町長と企業長がお会いしてお話し合いをするということで、意思の疎通を病院サイドとも2町とも図りながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 本当に町民にとっては大事な病院ですので、ぜひ町としても責任を持って取り組んでいただけたらと思います。

憲法の問題ですけれども、憲法は99条によって閣僚とか公務員が憲法を守らなければならないということが定められております。主権者国民が権力を縛るとというのが立憲主義の原則ですが、その点について町長、一言お願い。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 先ほども申し上げましたが、憲法改正議論につきましては国政の場で議論されるべきだと考えておりますので、発言は控えさせていただきます。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 町長も当然憲法を守る立場にあるということをお答えいただきかったです。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 今現行憲法を守らない町長はいないと思います。それは十分に理解しているつもりでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 消費税についても、社会保障などに必要な財源は消費税に頼らず、経済の建て直しと大企業や高額所得者の適切な負担で確保すべきだと考えます。

先ほどもありましたけれども、食料品などの税率を据え置く複数税率導入やカード利用でポイント還元などを行うと言っていますが、制度が複雑で混乱が拡大しています。消費税を増税しながら巨額の予算を投じて対策をとるなど、筋が通らないことです。政府は、消費減や中小業者への対策だといいますけれども、効果は望めず、逆に中小業者を苦しめるものばかりです。また、インボイスが導入され、年商1千万円以下の免税業者も課税業者になって、身銭を切っても納税することを事実上強られるなど、百害あって一利なしの消費税増税は中止しかないということを申し上げて、最初の質問を終わりたいと思いま

す。

次に、障害者医療費助成についてです。

障害を持っている方は継続的に医療が必要で、医療費が多くかかる人が多く、負担が重い実態があります。県下では、高松市や東かがわ市など、身障者手帳4級、療育手帳Bの交付を受けている人に対しても助成を行っている市町も多くあります。本町でも、ぜひ障害者手帳4級、療育手帳Bの交付を受けている町民への助成を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 鍋谷議員の障害者医療費助成についてのご質問にお答えをいたします。

私は施政方針で申し上げましたとおり、人が集い、元気な町をつくるために医療と福祉の充実を行う必要があると考えておるところでございます。もちろん、その実現には事業効果の検証が前提となりますが、他市町との均衡を図る必要もあると考えております。著しく不均衡が生じ、住民生活に支障が生じているものについては改善を検討したいと考えております。

検討内容の詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（岡本達志君） ご質問の重度心身障害者等の医療費の助成制度でございますが、本町におきましては、身体障害者手帳1級、2級、3級、または療育手帳マルA、AもしくはマルB、または戦傷病者手帳等を持っている方で、その交付を受けたときの年齢が65歳未満の場合を対象としております。

本制度につきましては、平成20年3月議会におきまして、それまで支給対象としておりました身障手帳4級と療育手帳Bの所持者の方を、香川県の財政再建に伴う県の重度心身障害者等医療費支給制度の改正にあわせまして対象から除き、現在に至っているという経緯がございます。

次に、県内の状況でございますが、重度心身障害者等医療費につきましては、身障手帳4級の所持者、療育手帳Bの所持者、それぞれに対しまして多くの自治体が助成を行っております。特に生活圏域が重複しております土庄町につきましては、身障者手帳4級と療育手帳Bのそれぞれを対象としておりますが、補助率につきましては県内では唯一2分の1支給というふうになっております。これらのことから、県内の他市町との不均衡を解消するために何らかの助成を検討したいと考えています。

一方で、医療費の助成につきましては、医療機関等の協力も必要となってまいります。このため対象者、支給率等につきましては、土庄町、それから医療機関等と協議の上、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） お隣の土庄町でも半額補助を行っているということで、小豆島町でも、今も課長も言われましたけれども、不均衡を改善するという意味でも、実現をお願いしたいと思います。検討するということですが、いつまでにか、そういうめどについてはいかがですか。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（岡本達志君） 実施に当たりましては、医療機関との協議、窓口で医療費の支払いをどうするか、窓口無料化するのか、償還払いにするのか等、それからそれに伴いましてシステムの改修等も必要になってまいりますし、土庄町の動向というのもちよっと協議が必要だと思っておりますので、それらを含めまして検討を進めて、できる限り早い時期に実施したいと考えております。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） できる限り早く、ぜひよろしく願いいたします。

最後に、3番目、国保税についてお尋ねをいたします。

高過ぎる国民健康保険税が町民の生活を苦しめております。町民の負担軽減のために保険税の引き上げはやめて、引き下げをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

この間、日本共産党は国保の危機を打開し、公的医療保険として立て直すための提案を発表いたしました。その大きな特徴は、異常に高い国保税を中小企業の労働者が加入する協会けんぽの保険料並みに引き下げることを出したことです。国保加入者の平均保険料1人あたりは、政府の試算でも中小企業の労働者が加入する協会けんぽの1.3倍、大企業の労働者が加入する組合健保の1.7倍という水準です。高過ぎる保険料を引き下げ、国保の構造的な問題を解決するためには、公費を投入するしかありません。

全国知事会、全国市長会、全国町村会なども国保の定率国庫負担の増額を政府に要望し続けており、2014年には公費を1兆円投入して、協会けんぽ並み負担率にすることを政府・与党に求めました。もともと現行の国保制度がスタートした当初、政府は国民健康保険は被保険者に低所得者が多いこと、保険料に事業主負担がないことなどのため、どうしても相当額国庫が負担する必要があると認めておりました。

ところが、自民党政権は、1984年の法改正で国保への定率国庫負担を削減したのを皮切

りに、国庫負担を抑制し続けてきました。国保加入者の構成も、かつては7割が農林水産業と自営業でしたが、今では43%が無職、34%が非正規雇用などの被用者で、合わせて8割近くになっています。国保に対する国の責任後退と国保の加入者の貧困化、高齢化が進む中で、国保税の高騰がとまらなくなったのです。

国保の構造的な危機を打開するためには、国庫負担を増やす以外に道はありません。財源は、安倍政権のもとで純利益を19兆円から45兆円へと2.3倍にも増やしながらか、4兆円も減税されてきた大企業や超大株主が保有する株式時価総額が3.5兆円から17.6兆円へと5倍にも膨れ上がるなど、株高で資産を大きく増やした富裕層に応分の負担を求めることで十分つくり出すことができます。国民の4人に1人が加入し、公的医療保険として重要な役割を担う国保が他の医療保険と比べて不公平な状態に置かれ、住民に重い負担を強いていることは制度のあり方として大問題であり、その解決を図ることは政治の責任であると考えますが、町長の見解はいかがでしょうか。

また、国保料が協会けんぽなどの被用者保険と比べて著しく高くなる大きな要因になっているのは、国保にしかない均等割、平等割という保険料算定です。被用者保険の保険料は、収入に保険料率を掛けて計算するだけで、家族の人数が保険料に影響することはありません。ところが、国保料は所得に保険料率を掛ける所得割、固定資産税の額に応じてかかる資産割のほかに、世帯員の数に応じてかかる均等割、各世帯に定額でかかる平等割を合算して算定されます。このうち資産割、平等割は、自治体の判断で導入しないことも可能ですが、均等割は法律で必ず徴収することが義務づけられています。低所得者には一定の減額があるものの、子供の数が多いほど国保料は引き上がる均等割には、まるで人頭税、子育て支援に逆行しているという批判の声が上がり、全国知事会などの地方団体からも均等割見直しの要求が出されています。人間の頭数に応じて課税する人頭割は古代につくられた税制で、人類史上で最も原始的で苛酷な税とされています。それが21世紀の公的医療制度に残っているのです。この時代錯誤の仕組みこそ、国保料を低所得者や家族が多い世帯に重い負担にしている最大の要因です。公費を1兆円投入すれば、均等割などをやめることができます。国保料の引き下げは、社会の公平公正を確保する上でも緊急の課題だと思います。このことを国へ要望をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（松本 篤君） 鍋谷議員の国保税についてのご質問にお答えをいたします。

まず、小豆島町の国保税率につきましては、昨年度に国保運営協議会及び教育民生常任委員会において協議を重ねた結果、町議会の平成30年第1回定例会において、国民健康

保険税条例の改正について議決をいただいたものでございます。このときは4方式でいくということで議決をいただいたというふうに記憶をいたしております。

内容といたしましては、平成30年度の国保の都道府県化に伴い、県が示す納付金を納めるための税率に引き上げた場合、被保険者にとって急激な負担増となることから、平成30年度及び平成31年度の2年間に限り国保税負担の軽減措置を講じ、平成32年度以降につきましては県が示す納付金及び標準保険料率に基づいた国保税率とすることとなっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

続いて、国保の税負担が他の保険に比べて不公平な状態に置かれており、制度のあり方として問題ではないかとのことでございます。確かに加入者1人当たりの保険料負担率を見ますと国保加入者の負担率は高くなっておりますが、加入者の平均年齢や医療費の水準につきましても他の保険と比べて高くなっているなど、国保制度の構造的な課題が今回の制度改革に至っていると認識しております。そして、この制度改革によりまして、毎年約3,400億円の財政支援が拡充されることとなっており、今後の国保制度の安定化につながると期待しているところでございます。

また、国保税の引き下げを目的とした子供の均等割減免につきましても国において検討していくこととなっており、平成30年度においても全国知事会や全国市長会等から国に要望を出しておりますことから、今後も国の動向を注視し、情報収集に努めるとともに、他市町と足並みをそろえて要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただけたらと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 先ほども述べましたし、今町長も言われましたように、国保の負担が大きいということはもう明らかです。高過ぎる国保料の問題の解決は、町民の健康と暮らしを守る上でも、国民皆保険制度の最重要な柱である国民健康保険制度の持続性を確保する上でも、また社会の公平公正という面からも避けて通れない課題だと思います。立場の違いや社会保障政策の違いがあっても、この問題の解決に向けて知恵を出し合い、力を合わせることを求められていると思います。ぜひ町のほうからも国に対しての意見を出していただきますこと、また町民の負担軽減のために努力していただきたいと思います。このことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（谷 康男君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は13時とします。

休憩 午後0時13分

再開 午後0時59分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第5 議案第62号 小豆島町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則  
を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 日程第5、議案第62号小豆島町工場立地法第4条の2第1項の  
規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由  
の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第62号小豆島町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づ  
く準則を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、草壁地区埋立地を工場立地法第4条の2第1項に規定する区域に  
加えるに当たり、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い  
申し上げます。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（近藤伸一君） それでは、議案第62号小豆島町工場立地法第4条の2  
第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正をする条例につきましてご説明を申し  
上げます。

先に、上程議案書の2ページのほうをお開き願えたらと思います。

本案につきましては、工場立地法によりまして工場の立地が周辺環境の保全を図りつつ、  
適正に行われるように、敷地に占める緑地等の面積率を国で規定されております。ですが、  
あらかじめ指定された区域については国の示す基準の範囲内ですが、町で独自に緑地及び  
環境施設の敷地面積に対する面積率を緩和することができます。それを受けまして規定し  
たものでございます。

今回草壁地区埋立地を新たに区域として指定することで、今後工場がより進出しやすい  
環境を整え、加えて設備投資、それから雇用機会の増大を推進することを目的に制定する  
ものでございます。

1ページお戻りください。

それでは、新旧対照表のご説明をいたします。

まず、第3条は対象となる区域と緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合を定めたも  
のでございます。改正後の欄の表内、下線部になりますが、区域に草壁地区埋立地を関係

条文を用いて規定しました。あわせて、その緑地と環境施設の敷地に対する面積割合を規定したものでございます。

なお、それぞれの割合につきましては、他の地域と同等の率を用いてございます。

次に、附則につきましては、施行期日を公布の日からと定めるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 62 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 62 号小豆島町工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 6 議案第 63 号 小豆島町障害者グループホームの指定管理者の指定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第 6、議案第 63 号小豆島町障害者グループホームの指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第 63 号小豆島町障害者グループホームの指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。

平成 31 年 3 月 31 日をもって指定期間が満了となる小豆島町障害者グループホームの指定管理者の指定につきまして、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（岡本達志君） 議案第 63 号小豆島町障害者グループホームの指

定管理者の指定についてご説明いたします。

上程議案集の3ページをお願いいたします。

小豆島町障害者グループホームは、障害者に対し生活の場を提供し、日常生活に必要な援助を行うことにより、地域社会での自立生活を助長するとともに、日常生活を維持することが困難となった在宅の障害者に対して必要な保護を行うために設置されたもので、平成26年4月から社会福祉法人ひまわり福祉会を指定管理者として指名し、管理及び運営を行わせているところでございます。

このたびその指定期間が平成31年3月31日をもって満了となるため、平成31年4月1日からの新たな指定期間における指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項及び小豆島町障害者グループホーム条例第4条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に指定しようとする法人は、土庄町上庄463番地2、社会福祉法人ひまわり福祉会でございます。

指定の期間は、平成31年4月1日から2024年3月31日までの5年間としております。

引き続き、社会福祉法人ひまわり福祉会を指定管理者に指名しようとする理由は、同一法人に管理運営を行わせることにより、事業の継続性や安定性が担保され、利用者へのサービス向上が期待されることによるものでございます。

なお、本件につきましては去る11月26日、小豆島町障害者グループホーム条例第17条に規定されておりますグループホーム指定管理者選定審議会におきまして、社会福祉法人ひまわり福祉会を指定管理者に指名することにつきご了承をいただいております。以上簡単でございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。大川議員。

○7番（大川新也君） このグループホームの指定に関して、指定管理料はどのようになっているんですか。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（岡本達志君） 新たな5年間につきましては、指定管理料はゼロ、なしということで予定しております。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 今までの5年間は幾らですか。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（岡本達志君） これまでの5年間につきましては、最初の年はい

ろいゝ必要な経費も要るだろうというこゝで 500 万円、それから年度協定を結びまして、その後は年間 300 万円の指定管理料のほうを支出しておりました。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7 番（大川新也君） 今回は要らないというのは、どこにもこれに載ってないですけど、これは指定管理に関するこゝですから、そのあたりは質問しないとわからないですけど、そのあたりの事情もこの説明の中にあつたほうがよかつたんじゃないかとは思いますが、要らなくなつたんであればいいことだなと思ひますし。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（岡本達志君） 指定管理料につきましては、基本協定書の中に盛り込まれることになつますので、その辺につきましては明日の教育民生常任委員会のほうで説明させていただくことになつております。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。藤井議員。

○5 番（藤井孝博君） この社会福祉法人ひまわり福祉会ですか、こゝのコンプライアンスが始まりまして……。

○議長（谷 康男君） マイク、マイク。

（「マイクつけて」と呼ぶ者あり）

○5 番（藤井孝博君） 社会福祉法人ひまわり福祉会の経営内容イコール最近のことから考えますと、コンプライアンスの重視とか、そういうな面でのこゝの事業実態というべきものは小豆島町としては把握してゐるわけですか。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（岡本達志君） ひまわり福祉会の決算状況につきましては、決算書等の財務書類のほうも提出されておられますので、その辺のところは確認しております。健全経営ができてゐるというふうには認識しております。

○議長（谷 康男君） 藤井議員。

○5 番（藤井孝博君） 決算上はそういうことであっても、今コンプライアンスから始まって、そういうな面いろいろ事故が起きるでしょう、そういうな面での管理というべきものの体制は把握してゐるわけですか。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（岡本達志君） 施設基準等もございまして、その辺のサービス管理者等の配置についても確認をとれております。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案につきましては、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 63 号小豆島町障害者グループホームの指定管理者の指定については教育民生常任委員会に付託することに決定しました。

なお、議案第 63 号の審査報告は、明日 13 日の本会議にてお願いします。

~~~~~

日程第 7 議案第 64 号 小豆島町辺地総合整備計画の変更について

○議長（谷 康男君） 次、日程第 7、議案第 64 号小豆島町辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第 64 号小豆島町辺地総合整備計画の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、財政上の特別措置等を受けるため、辺地総合整備計画の変更を行おうとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第 64 号小豆島町辺地総合整備計画の変更についてご説明させていただきます。

上程議案集の 5 ページをお開き願います。

本件につきましては、小豆島町における辺地を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本町につきましては、町内全域が辺地の対象となっておりますが、辺地総合計画につきましては、旧村単位または字単位で 19 辺地に区分してありまして、平成 30 年 6 月議会での時点でございますが、19 辺地のうち、これまで池田、中山、三都、蒲生、二生、東浦、草壁、苗羽、橘と、これまでに 9 辺地の総合整備計画のご承認をいただいているところでございます。

本定例会では、公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置であります辺地対策事業債を借り入れるために、6月議会で計画策定につきましてご承認を賜りました草壁辺地におきまして、工事着工の現場精査により増額変更となりましたことから、計画変更の必要が生じたものでございます。

恐れ入ります。議案集の8ページをお願いいたします。

8ページのほう、草壁辺地の計画変更でございます。

ページの中ほどにあります2、公共的施設の整備を必要とする事情に記載しておりますとおり、小豆島町隣保館条例に基づき設置しております草壁会館でございますが、昭和51年に建設して以来、地域住民の交流の場ということでございますけれども、築40年が経過しております、耐震化ができていなかったため、本年10月より耐震改修工事を実施しているところでございます。しかし、工事着工後によりまして現場精査を行い、例えば玄関照明の改修でありますとか、左官工事が少し増額となるなど、全体事業費でございますが、一番下に記載しておりますけれども、当初850万円を予定しておりましたが、930万円、一番下でございますが、約80万円の増額となっております。この増額部分80万円を辺地対策事業債を活用したいということで、本計画変更の承認をお願いするものでございます。以上簡単ではございますが、本件につきましてのご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。安井議員。

○11番（安井信之君） 築40年以上が経過してとありますが、耐震補強をやってあと何年そのまま行けるといふふうに踏んでますか、その辺教えてください。

○議長（谷 康男君） 人権対策課長。

○人権対策課長（山口総一郎君） 耐用年数は大体70年ぐらいになるんですけども、補強したからといって延命するとかというような形ではございません。特別何年というような基準はございません。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） 70年と言うたんがあれじゃないんですか、築70年と言うたんが。

○議長（谷 康男君） 人権対策課長。

○人権対策課長（山口総一郎君） 耐用年数が70年ということで今、昭和51年に建てましたので41年が経過しております。したがって、まだ延命とかそういう話ではございません。

済いません、耐震工事をしたからといって耐用年数が延びるとか、そういうお話ではございません。

○議長（谷 康男君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 64 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 64 号小豆島町辺地総合整備計画の変更については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 8 議案第 65 号 平成 30 年度小豆島町一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 9 議案第 66 号 平成 30 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（谷 康男君） 次、日程第 8、議案第 65 号平成 30 年度小豆島町一般会計補正予算（第 3 号）と日程第 9、議案第 66 号平成 30 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は関連する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第 65 号平成 30 年度小豆島町一般会計補正予算（第 3 号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いします額は 9,033 万 1 千円でございます。

補正の内容といたしましては、議会費 178 万 7 千円、総務費 2,693 万 3 千円、民生費 1,185 万 1 千円、衛生費マイナス 198 万 7 千円、農林水産業費 1,075 万 1 千円、商工費 300 万円、土木費 2,739 万 7 千円、消防費 80 万円、教育費マイナス 258 万 1 千円、災害復旧費 1,238 万円となっております。

詳細につきましては、担当部長から説明をいたします。

なお、議案第 66 号平成 30 年度小豆島町国民健康事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましても、担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

す。

○議長（谷 康男君） 日程第 8、議案第 65 号平成 30 年度小豆島町一般会計補正予算（第 3 号）の内容説明を求めます。企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議案第 65 号平成 30 年度小豆島町一般会計補正予算（第 3 号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 9 ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 9,033 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 85 億 7,809 万 8 千円とするものでございます。

第 2 条は、地方債の補正でございます。

上程議案集の 13 ページ、第 2 表地方債補正をお願いいたします。

上段の追加につきましては、去る 9 月 30 日から 10 月 1 日にかけて、本町へ来襲いたしました台風 24 号によりまして、中山地区の棚田 2 カ所が被災いたしましたので、その復旧事業の財源として、元利償還金の 95%が普通交付税に算入されます災害復旧事業債 50 万円を新たに追加するものでございます。

下段の変更のうち、上側の公共施設除却事業につきましては、今年度の旧池田庁舎の除却に続きまして、来年度に旧内海庁舎の除却を予定しております。ただ、来年 10 月に消費増税を控えておりますことから、事業を増税の前に完了すべく、今回の補正で実施設計を前倒しで計上させていただいております。その財源といたしまして、元利償還金の 70%が普通交付税に算入される過疎対策事業債の借り入れを 220 万円増額させていただくものでございます。

下側の草壁会館耐震改修事業につきましては、先ほど辺地計画変更の議案でもご説明ございましたけれども、草壁会館耐震改修事業を今現在実施しておるところでございますが、現場精査の結果約 80 万円の追加工事が発生しておりますので、元利償還金の 80%が普通交付税に算入されます辺地対策事業債の借り入れを 80 万円増額するものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明を申し上げます。

別冊の補正予算説明書の 5 ページ、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正でございます。

12 款分担金及び負担金、1 項 3 目 1 節農地災害復旧事業分担金 27 万円でございます。

こちらは、台風 24 号により被災した中山の棚田 2 カ所の復旧事業について、事業費の 15%を受益者分担金として納めていただくものでございます。

同じく、2項1目1節総務管理費負担金の60万6千円でございますが、こちらは今回の補正で旧内海庁舎の除却に向けた実施設計委託料を計上したことに伴いまして、旧消防内海分署分として、面積案分により設計委託料の20.92%に相当する60万6千円を小豆地区広域行政事務組合にご負担いただくものでございます。

次に、14款国庫支出金、3項2目1節社会福祉費委託金27万円でございます。こちらは国民年金法の一部改正に伴う電算システム改修の財源として受け入れるものでございまして、補助率は100%でございます。

次に、15款県支出金、2項2目2節児童福祉費補助金31万2千円の減でございます。こちらは、説明欄に記載のとおり、実績見込みにより乳幼児医療費補助金が63万5千円の減額見込み、ひとり親家庭等医療費補助金が32万3千円の増額見込みとなったものでございます。いずれも補助率は50%でございます。

同じく4目1節農業費補助金55万7千円につきましては、町内の認定農業者から剪定枝粉碎機の追加要望があったことに伴う県補助金の増でございます。

同じく3節水産業費補助金450万円につきましては、11月初めに蒲生漁港A防波堤の石積みが崩壊しましたことから、その復旧事業に対する県費補助金の増でございます。いずれも補助率は50%でございます。

同じく5目2節道路橋梁費補助金55万3千円でございます。こちらは単独県費道路改良事業の増額内示によるものでございます。補助率は35%でございます。

同じく8目1節農林水産業施設災害復旧費補助金90万円でございますが、こちらは分担金のところでもご説明した台風24号による中山の棚田の被災2カ所の復旧事業に対する県費補助でございます。補助率は50%でございます。

同じく3項1目3節選挙費委託金320万1千円の減でございます。こちらは本年8月26日に執行されました香川県知事選挙の精算額が確定したことに伴う委託費の減でございます。

次に、16款財産収入、2項3目1節商品券売払収入300万円でございます。こちらは9月補正で300万円の増額補正をいたしました住宅リフォーム推進補助金の申し込みが予算額に達しましたので、同事業で交付する商品券の売払収入を今回計上させていただいております。

次に、17款寄付金、1項1目1節一般寄付金につきましては、町内の企業から1件330万円の寄付の申し出がございましたので、これを受け入れるものでございます。

1ページめくっていただきまして、18款繰入金、1項3目1節庁舎整備基金繰入金9万

4千円でございます。こちらは今回の歳出補正に計上しております旧内海庁舎除却事業の設計委託料から、その財源となります地方債、また小豆広域からの負担金を除いた額を庁舎整備基金から繰り入れるものでございます。

同じく4目1節ふるさとづくり基金繰入金853万2千円でございます。こちらは池田公民館中山分館の駐車場整備事業の財源として、ふるさとづくり基金から繰り入れるものでございます。

同じく6目1節地域振興基金繰入金3,509万円でございます。こちらは来年4月26日に開幕いたします瀬戸内国際芸術祭2019の作品制作や準備に要する経費の財源として地域振興基金から繰り入れを行うものでございます。

同じく18目1節文化財保護育成基金繰入金78万3千円でございますが、こちらは橘郷土史発行事業補助金及び町指定天然記念物でございます真光寺のクスノキ剪定事業補助金の財源として文化財保護育成基金から繰り入れを行うものでございます。

次に、19款繰越金、1項1目1節前年度繰越金1,640万9千円につきましては、今回の補正予算に係る一般財源を前年度繰越金で措置したものでございます。

次に、20款諸収入、4項1目1節土木管理費受託事業収入1,450万7千円でございます。こちらは水道管の布設がえに伴う町道路面復旧事業を町が実施するため、香川県広域水道企業団からの受託事業収入を受け入れるものであります。

同じく5項1目3節雑入97万3千円でございます。説明欄1の後期高齢者医療制度特別対策補助金55万6千円につきましては、後期高齢者の人間ドック受診者が当初見込みより増加したことに伴う補助金の増額、説明欄2の香川県広域水道企業団負担金41万7千円につきましては、人事異動等に伴う企業団派遣職員の人件費の増に伴う企業団からの負担金の増額でございます。

収入の最後になりますが、21款町債の補正につきましては、第2表地方債補正でご説明したとおりでございますので省略させていただきます。以上、歳入の補正額合計は9,033万1千円でございます。

次に、9、10ページをお願いいたします。

歳出の説明でございます。

歳出の補正につきましては、例年どおり当初予算措置後の人事異動等に伴う人件費の補正をお願いしております。

つきましては、特段の理由があるものを除き、人件費の補正につきましては説明を省略させていただきます。

なお、今年度の給与改定分、こちらにつきましては、別途3月定例会にて補正をお願いすることとしております。

まず、1款議会費、1項1目議会費、4節共済費178万7千円でございますが、こちらは議員報酬月額改定に伴う議員共済会負担金の増でございます。

次に、2款総務費、1項1目一般管理費でございますが、2節給料912万円の減につきましては、副町長が2人から1人となったことに伴う減、3節職員手当等100万円については、台風等による避難所開設の増などに伴う時間外勤務手当の増、7節委託料200万円につきましては、地方公務員法及び地方自治法の改正によりまして、平成32年4月から会計年度任用職員制度が導入されることに伴いまして、例規整備を初めとする専門性の高い業務を委託するものでございます。

同じく7目企画費、7節賃金260万円の減につきましては、臨時職員の1名減によるものでございます。

同じく17目庁舎建設費、13節委託料290万円につきましては、旧内海庁舎の除却に向けた設計委託料でございます。

同じく18目文化芸術振興費3,509万円につきましては、来年4月26日に開幕いたします瀬戸内国際芸術祭2019の作品制作や準備に要する経費を計上したものでございます。

まず、8節報償費120万円につきましては、中山地区の竹の切り出しを初めとする協力団体への謝礼、9節旅費200万円につきましては、ディレクターや作家の滞在、制作に要する費用弁償、11節需用費1,184万5千円につきましては、制作支援や案内看板などに要する消耗品費、地元協議や作業時の飲み物などの食糧費、借り上げる展示場の光熱水費、既存作品のメンテナンス、展示場や滞在施設の整備などに要する修繕料、作品制作ワークショップなどに要する賄材料費を計上いたしております。12節役務費の123万円につきましては、滞在施設におけるWi-Fiの通信料、仮設トイレの設置、展示場や滞在施設の整備などにより発生した廃棄物処理に係る手数料、13節委託料1,740万円につきましては、土庄町と共同で作成するパンフレットの制作委託料及び作品制作委託料、14節使用料及び賃借料141万5千円につきましては、重機、自動車、展示場などの借り上げ料を計上いたしております。

なお、これまで2013の瀬戸内国際芸術祭では、醬の郷坂手、安田、2016では醬の郷坂手、安田、草壁、池田の各エリアを京都造形芸術大学の椿先生がディレクションしてまいりましたが、昨年の12月に辞退の申し出がございました。このため、瀬戸内国際芸術祭2019では、醬の郷坂手、安田、草壁の各エリアは、北川フラム総合ディレクターにディレ

クションをお願いしておるところでございます。そのほかのエリアは、これまで同様、中山については実行委員会の直轄作品、三都半島については広島市立大学のディレクション、福田については福武財団がそれぞれ所管することとしております。また、二十四の瞳映画村も独自の費用負担でエントリーをする予定となっております。

過去2回の瀬戸内国際芸術祭では、建築物などのハード整備があったことや、作品点数が多かったこともありまして、非常に大きな予算でございました。2019については、過去2回の4割程度をめどに歳出予算を抑制していく方針でございます。

次に、ページ下段から次のページにかけての同じく2項1目税務総務費につきましては、3節職員手当等から7節賃金までは人件費の補正でございます。13節委託料の194万4千円につきましては、国の税制改正に伴う電算システム改修委託料でございます。

同じく3項1目戸籍住民基本台帳費は、人件費の補正でございます。

同じく4項3目香川県知事選挙費320万1千円の減につきましては、香川県知事選挙の執行経費の精算によります各節の減額でございます。

次に、3款民生費、1項1目社会福祉総務費でございます。2節給料から4節共済費までは人件費の補正、23節償還金利子及び割引料445万4千円につきましては、昨年度の臨時福祉給付金事業の実績精算に伴う補助金の返還金でございます。

ページ下段から次のページにかけましての2目高齢者福祉費については、人件費の補正でございます。

4目国民年金費、13節委託料36万8千円につきましては、制度の一部変更に伴う電算システムの改修委託料でございます。

6目人権対策総務費から7目社会福祉施設費の4節共済費までは、人件費の補正でございます。

社会福祉施設費、15節の工事請負費80万円につきましては、草壁会館耐震改修等工事において、現場精査により追加工事が発生したものでございます。

次に、2項1目児童福祉総務費、20節扶助費106万7千円につきましては、上半期の実績をもとに説明欄1の就学前の子供を対象とした県費子供医療費については減少見込み、説明欄2の小・中学生を対象とした町単子供医療費については増加見込みとなったものでございます。

同じく2目児童措置費、23節償還金利子及び割引料26万7千円につきましては、昨年度の児童手当支給事業の実績精算による返還金でございます。

同じく3目ひとり親家庭等福祉費、20節扶助費の64万7千円につきましては、ひとり

親家庭等医療費の支給額が当初の予想より増加していることから、これから年度末にかけての不足分を増額補正するものでございます。

次に、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費については、人件費の補正でございます。

同じく2目予防費、19節負担金補助及び交付金55万6千円につきましては、受診者の増加によりまして、後期高齢者人間ドック助成金を増額計上するものでございます。

ページ下段の、同じく3目環境衛生費から次のページの下段6目農林水産業費、1項8目地籍調査費までは、人件費の補正でございます。

9目オリーブ生産費、19節負担金補助及び交付金の83万5千円につきましては、町内の認定農業者から剪定枝粉碎機購入の追加要望がございまして、県費の変更内示がいただけたので、オリーブ生産拡大総合支援事業補助金を増額計上するものでございます。

ページ下段から次のページにかけましての3項3目漁港建設費、15節工事請負費の910万円につきましては、蒲生漁港A防波堤の石積み崩壊に伴う復旧工事費でございます。

次に、7款商工費、1項2目商工業振興費、13節委託料の300万円でございますが、こちらは9月補正で増額をお願いいたしました一般住宅リフォーム補助金の商品券が、これから年度末にかけまして町内の取り扱い商店の換金時期を迎えることから、その換金を小豆島町商工会に委託するものでございます。

次に、8款1項土木管理費、1目土木総務費及び2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費については、人件費の補正でございます。

2目道路橋梁維持費、15節工事請負費1,780万7千円につきましては、町道の舗装の修繕の進捗を図るため、舗装修繕工事費を330万円追加いたしますとともに、香川県広域水道企業団が進めております水道管布設替事業等に伴い、同企業団から受託して実施する路面復旧工事費1,450万7千円を追加計上するものでございます。

同じく3目道路新設改良費158万円につきましては、県費補助の変更内示があったため、設計委託料及び用地買収費を増額いたしまして、事業の進捗を図るものでございます。

同じく5項住宅費、2目11節700万円につきましては、改良住宅の老朽化による修繕箇所が増加及び退去修繕の増加に対応したものでございます。

次に、9款消防費、1項2目非常備消防費、3節職員手当等の18万4千円でございます。こちらは、今年度福田分団が香川県消防操法大会に出場いたしました。出場種目が当初予算で想定しておりました小型ポンプ操法からポンプ車操法に変更になったため、指導員や練習回数の増加に伴う消防職員の時間外勤務手当の増額でございます。

ページ下段から次のページにかけましての水防費、1節報酬の61万6千円につきまし

ては、台風等による水防本部の設置に伴う消防団員の出動回数が例年より多く、延べ5回に及んでおりますので、消防団員の出動報酬を増額計上するものでございます。

次に、10款教育費、1項2目事務局費から3項1目学校管理費までは、人件費の補正で  
ございます。

3項2目教育振興費、19節負担金補助及び交付金78万円につきましては、小豆島中学校の全国大会等への出場が増加いたしましたので、大会出場補助金を増額計上するもので  
ございます。

同じく4項就学前教育費、1目子育て共育費についてですが、4節共済費及び7節賃金  
については、人件費の補正でございます。13節委託料の87万9千円につきましては、N  
PO法人リトル・ビーンズに委託しております一時預かり事業の利用者が増加したこと  
に伴う委託料の増額計上でございます。

同じく2目幼稚園費及び3目小豆島こどもセンター費については、人件費の補正でござ  
います。

1ページめくっていただきまして、4目保育所費でございます。2節給料から7節賃金  
までは、人件費の補正でございます。23節償還金利息及び割引料170万9千円につつま  
しては、せいけんじこども園への保育給付費につきまして、昨年度の実績精算に伴う返還  
金が生じたものでございます。

次に、5項1目社会教育総務費ですが、2節給料から4節共済費までは人件費の補正で  
ございます。19節負担金補助及び交付金30万円につきましては、橘郷土史発行事業に対  
する橘自治会への補助金でございます。

同じく2目公民館費でございます。7節賃金については、人件費の補正でござ  
います。15節工事請負費の853万2千円でござい  
ますが、こちらは池田公民館中山分館駐車場に  
つきまして、北側の水路から東側の民有地の水路を  
通って排水しておりましたが、水路の崩壊や土砂の  
堆積等による排水不良のため、北側部分一帯に水が  
たまる状況にございます。北側に面する民有地の石  
積み保護、また利用者の利便性向上の観点からも、  
地元から強い改良要望がございましたので、老朽化  
した遊具の撤去、排水経路の変更、アスファルト舗  
装などにより駐車場整備を行うものでござ  
います。

同じく7目文化財保護費、19節負担金補助及び交付金48万3千円につきましては、町  
指定天然記念物であります真光寺のクスノキの枝や葉が台風時に周囲に飛散し、近隣住宅  
に被害を及ぼしておりますので、被害防止及び天然記念物の保全を目的として、真光寺が  
実施する剪定事業に対して、町の文化財補助金交付要綱に沿いまして、事業費の2分の1

を補助するものでございます。

次に、11 款災害復旧費、1 項 1 目農地等災害復旧費 188 万円でございます。こちらは台風 24 号により被災した中山の棚田 2 カ所の災害復旧のための事務費と工事費を計上したものでございます。

同じく 3 項 1 目観光施設災害復旧費、15 節工事請負費の 1,050 万円でございます。こちらは、本年 7 月の大雨によりまして、小豆島ふるさと村、ふるさと荘横の法面が約 20 メートルにわたって崩落いたしましたので、その復旧工事費を計上したものでございます。以上、歳出予算の補正総額は 9,033 万 1 千円でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○1 2 番（鍋谷真由美君） 10 ページの文化芸術振興費の中の 11 節需用費の修繕費 939 万 5 千円、それと委託料の作品制作等業務委託料 1,440 万円、これの内訳というか、もう少し細かい中身をお願いします。

○議長（谷 康男君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 鍋谷議員のご質問にお答えいたします。

まず、修繕費でございます。こちらにつきましては、既存作品のメンテナンス修繕費、これが約 460 万円、それから滞在施設として民間の建物を借りて整備を行う修繕料に 130 万円、それから新たな展示場の整備に要する修繕料、こちらが約 100 万円、そのほか駐車場等の整備に 249 万 5 千円程度を計上したものでございます。

それから、作品制作費でございますが、こちらは実行委員会が支出するものと町が支出するものがございます。その割り振りというか、内訳が今現在決まっておられません。ただ、今回実行委員会も作品制作費についてはこれまでの 1 割減、当町におきましても大きく削減する予定でございまして、今後どの作品にどれぐらいという作品制作費は実行委員会と協議の中で決まっていくものでございます。当町の姿勢としては、実行委員会が支出する作品制作費、これ相当を作品のメンテナンス等も含めて同程度を負担するというところで、実行委員会とは合意しております。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○1 2 番（鍋谷真由美君） 最初の既存作品のメンテナンスなどという、それは具体的にどれをどうするとか、そういうのはわかるんでしょうか。

それと、滞在住宅というのはどことか、そういうのは。

○議長（谷 康男君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） まず、既存作品のメンテナンスでございます。

これについては、一番大きいのが坂手地区の「スター・アングラー」、港のところにあります。これについては、現在通常でしたら作品自体が回転していくようになっておりますけれども、今現在それが故障しております。それを地元の鉄工所のほうで見積もりをとりましたら 220 万円程度かかるということで、それが一番大きいものでございます。それから「オリーブのリーゼント」、これは馬木の石井さんのオリーブ畑にございますけれども、これも表面が相当劣化して段差がついたりしておるところでございます。これも制作者に問い合わせたところ、70 万円程度はかかるといったようなお話でございます。そのほかふるさと村に設置しております康夏奈さんの「花寿波島の秘密」、これも幾らかメンテナンスが必要というふうに聞いております。こういったものを含めまして、若干そのほかどういったメンテナンスが出てくるか、最終的に決まっておりますが、今決まっておるのはそれぐらいでございます。

（「滞在施設の」と呼ぶ者あり）

済いません、忘れておりました。

滞在施設でございますけれども、これは神浦地区にございますもともと民間事業者さんがアサリの養殖をやられておった建物がございます。これ今回展示場にも使うんですけれども、その横に滞在できるような施設がございまして、それを借りまして、内部が相当傷んでおりまして、いろんな設備備品ももう今やなくなっておる状況でございますので、そのあたりを改修して三都エリアのアーティストに限らず、全町的なアーティストの滞在に使えるということに計画しております。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。大川議員。

○7 番（大川新也君） まずは、10 ページの一般管理費、副町長が 1 名になったということで 912 万円報酬がマイナスされますが、これ副町長 1 人でこれだけの予算、これだけあったんですか。

それからもう一点、先ほど鍋谷議員の質問に関連しますが、来年の瀬戸芸、醬の郷坂手、安田プラス草壁というんですが、北川フラムさんがやるそうですが、そのあたりが、草壁何をするのか全然見えてませんが大丈夫なんでしょうか。そのあたり全然具体的なものが提示されてないですよ、これ予算だけって何をするんですか。

もう一点、14 ページ、社会福祉施設の中の館長の報酬ですか、これ。ちょっと意味がわからない。マイナスなってるのが。館長がいなくなったんですか、これ、どこの館長ですか。

○議長（谷 康男君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 瀬戸芸の関係について、私のほうでご説明させていただきます。

まず、草壁の作品でございますけれども、当町としては前回作品展示を行いました宝食品さんが所有する天川亭ともう一つの建物です。あそこに作品を置いてほしいということで、当初から要望しておりました。今現在、まだ全体の作品が決まっておりませんで、草壁も今まだ未定ということになっております。そんなわけで、まだ地元にお話に行ける段階ではないという状況でございます、作品制作に係る作家、作品、このあたりがおぼろげながら見えてくると、地元にもご相談に伺いたいというふうに思っております。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 9ページの一般管理費の給与の特別職ということで、副町長1名分ということで、副町長1名分でございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 人権対策課長。

○人権対策課長（山口総一郎君） この館長報酬の減といいますのは、草壁会館の館長の減でございます。この当初では館長は計上していたんですけども、その下に給料で550万円プラスになっております。今現在人権対策課の波田課長補佐が館長を務めておりますので、それで相殺しているということになっております。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） ないんやろう、何か答弁あるん。

○議長（谷 康男君） どうぞ、総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 副町長なんですけども、お一人分と言いましたけれども、それと半年、不在の半年というか、10月まで不在の期間がございましたので、その分も含めていたということで、済いません。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 1人で912万円はちょっとええ給料や、町長より多いんかなと思うね。やっぱりそのあたり、ちょっときっちりしてもらわなわからんですよ。

それから館長、草壁会館のことだそうなんですけど、館長は職員がなければならないのかどうか、これをどうのこうの言うんじゃないですけど、今までの館長がこれだけの金額をもらっていたということでもいいですね。

それから瀬戸芸、しつこいようなんですけど、草壁、何も見えないのにやります、やります、宝食品のところは余り我々はしっくりきませんが、ダムを考えてください言うとなのに、

全然前回は無理やったんですけど、今回椿さんから北川さんに変わるんで、何か利用できないか、ぜひこの場で提案してお願いしたいなと思いますので、重点的によろしくお願ひします。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。三木議員。

○2番（三木 卓君） 濟いません、ちょっと聞いてしまうと聞きたくなつたというところがありまして、「スター・アングラー」の改修に220万円かかるというところなんですけれども、今現状が止まってて、回すことに対する修繕が220万円かかると、率直に高いなと思つたんですけど、今現状回ってない状況で、回ってないことに対するクレームであったりとか、そういうのがたくさんあるというのであればお金をかけて直す価値が出てくるのかなと思うんですが、そのあたりはどのような形でしょうか。

○議長（谷 康男君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 今現在の状況ですけれども、気まぐれでたまに動くといったような状況でございます。我々もその220万円をかけることがいいのかどうなのか非常に悩んだところではあるんですけども、せつかくヤノベさんがつくつたものであつて、今現在もう町の持ち物になっております。2019、せつかく瀬戸芸がある時期に当初のコンセプトである港のランドマークとして回るといふ機能をなくしてしまうのは非常に作家に対してもちよつと申しわけないかなというところがありまして、直すのであればもうこの機に、瀬戸芸の期間ずっと正常に動くように直したいということで、今回計上させていただいております。

なお、地元の鉄工所に全て中身を見ていただいて、計上させていただいたところがございます。

○議長（谷 康男君） よろしいか。安井議員。

○11番（安井信之君） ちょっと同じような感じで、聞きたいんですけど、そのたまに動くというんはメンテナンスがきちんとできとらんということではないのかなというふうに思います。

それと、22ページのふるさと荘の法面災害復旧工事、今まであそこのところを何遍も直しとんですね。水の排水がきちんとできるようにせんかったらまた同じようなことが起こりますんで、その辺きちんとした設計になっているのか伺いたいと。

○議長（谷 康男君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） メンテナンスでございますけれども、瀬戸芸につきましてはそれぞれエリアごとにチームを編成して支援なり、その後のメンテナンス等もやつて

おるわけでございますけれども、何分駆動部分はどうしても故障が多いということで、今現在「アンガー・フロム・ザ・ボトム」も駆動させないと。ただ、水は出るようにして何らかのアトラクションを加えた上で展示したいというふうに思っております。「スター・アンガー」のほうにつきましては、瀬戸芸終了後もずっと回していた状態でございます、もう五、六年になりますので、メンテナンスを小まめにはしておりましたけれども、それでもやはり故障は生じているといった状況でございます。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（近藤伸一君） ふるさと荘の関係でございますけれども、議員ご存じかと思っておりますけれども、かつて何回も崩れたところというんがちょうど国民宿舎側の駐車場の谷になりまして、あそこもかご枠工で整備しましたところ、それ以来問題がないと。今回のふるさと荘のほうにつきましてもかご枠工でやります。それと取り合わせの水路、こちらのほうもきちんと整備する計画でございます。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。大川議員。

○7番（大川新也君） 22 ページ、文化財の真光寺のクスノキの剪定、このクスノキは町の指定文化財ですか、それ何、格付は何ですか。

それと、この剪定の費用の 50%を補助してくれる、その 50%で 48 万円、どのあたりの剪定までするんですか、これ。これ、結構高いんじゃないん、100 万円近くかかるということですか。

○議長（谷 康男君） 社会教育課長。

○社会教育課長（細井隆昭君） ご質問の真光寺のクスノキでございますが、これは町の指定文化財となっております。説明しましたように町の文化財補助金交付要綱によりまして、2分の1の補助ということになっております。

また、この補助金につきましては、所有者でございます真光寺さんのほうから要望が出ております。また、檀家の総代さんあたりも連名で要望が出ておるものでございまして、その中に業者の見積書もっております。見積書の金額が 96 万 7,320 円というような見積もりでございまして、現場見に行ったんですけれども、本当に境内からはみ出しておるような、本当に大きな大きな大木でございます。大木でございますし、結構な枝葉が風が吹くたびにばらばらと民家等に落ちてきているような状況でございます。所有者さんのほうからこういう形で伐採をお願いするというような図面も来ておりますけれども、大きく枝葉を切りそろえるというような工事になっております。どう説明していいんかちょっとわからないんですが、ということで、檀家さん、また所有者さん、そして業者さんとの協議の

上で剪定というような形の見積もりをとっているのが現状でございます。以上です。

○議長（谷 康男君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第 65 号は原案どおり決定することでございます。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 65 号平成 30 年度小豆島町一般会計補正予算（第 3 号）は原案どおり可決されました。

次、日程第 9、議案第 66 号平成 30 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の内容説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） 議案第 66 号平成 30 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 14 ページをお願いします。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,200 万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 21 億 6,904 万 4 千円とするものでございます。

今回の補正は、医療費の適正化、国民健康保険事業納付金及び療養給付費等交付金の精算等に伴う補正でございます。

これらの内容につきましては、別冊の補正予算説明書により説明をさせていただきます。

説明書の 29、30 ページをお願いします。

初めに、歳入の補正でございます。

3 款国庫支出金、2 項県補助金、1 目保険給付費等交付金、2 節特別交付金でございます。結核性疾病及び精神病の疾患に対して交付される特別調整交付金 515 万 3 千円を増額するものでございます。

4 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金 8 万円は、財政調整基金の利子でございます。

5款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金 1,016万円と、次の6款繰越金、1項2目その他繰越金、1節の前年度繰越金 1,660万7千円は、平成29年度に概算で交付を受けた療養給付費等負担金等の返還に充当するものでございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。

31、32ページをお願いします。

初めに、3款国民健康保険事業費納付金でございます。これは、県が各市町に交付する保険給付費の財源として各市町が県に納めるもので、保険料が主な財源となります。当初予算では、香川県が示した仮算定額に基づき計上しておりましたが、このたび本算定額が示されたことから、所要の補正を行うものでございます。

1項医療給付費分につきましては、1目の一般被保険者医療給付費分を1,174万5千円減額し、2目の退職被保険者等医療給付費分を28万4千円増額するものでございます。

2項の後期高齢者支援金等分につきましては、1目の一般被保険者後期高齢者支援金等分を92万6千円減額し、2目の退職被保険者等後期高齢者支援金等分を3万8千円増額いたします。

3項の介護納付金につきましては、46万5千円を減額するものでございます。

次に、4款保健事業費、1項1目保健対策費140万4千円は、特別調整交付金の算定の適正化を目的に、小豆島町の国保被保険者の結核性疾患及び精神疾患の疾患の内容調査を実施するための委託料でございます。

5款基金積立金、1項1目財政調整基金積立金は、財政調整基金の利子8万円を基金に積み立てるものでございます。

次に、次ページにかけて7諸支出金、1項3目償還金4,333万円は、平成29年度において超過交付を受けた療養給付費負担金等について返還するものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第66号平成30年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 66 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 66 号平成 30 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は原案どおり可決されました。

以上で本日の日程を終了しましたので、会議を閉じます。

次回は明日 12 月 13 日木曜日午後 2 時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦勞さまでした。

散会 午後 2 時 07 分